

「新たな生涯学習・社会教育の展開」

学 び を 充 実 さ せ る ネ ッ ト ワ ー ク の あ り 方



第 3 7 期 兵 庫 県 社 会 教 育 委 員 会 議
審 議 報 告

令 和 5 年 3 月

目 次

はじめに

I 生涯学習・社会教育を取り巻く状況	… 3
II 本県の状況	… 7
III 「学びを充実させるネットワークのあり方」について	
1 ネットワークによる連携の現状	… 9
2 ネットワークを活かして学びを充実させるポイント	…12
3 ネットワークを機能させるための人材の資質	…16
4 その他、ネットワークによる学びの場を充実させるための留意点	…18
IV 今後取り組むべきと考えられること	
1 ネットワークや連携のあり方について	…19
2 人材育成について	…21
V ネットワークにより効果的に連携した取組の例	…23

はじめに

- 兵庫県社会教育委員会では、平成 25 年 5 月の第 32 期兵庫県社会教育委員による審議報告「豊かな人間性をはぐくむ地域社会の創造に向けた社会教育の在り方～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会にかかわる～」の提言に基づき、本県の社会教育のさらなる推進を図るため、専門部会を設けて調査・研究をおこなってきました。

また、平成 31 年 4 月の、第 35 期兵庫県社会教育委員による審議報告「多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現をめざす社会教育のあり方」の提言では、地域や家庭等でのつながりを強め、横断的なネットワークで支え合うことで、社会とのつながりを結びなおし、全ての方に「居場所と出番」のある共生社会の実現をめざすことの大切さ等を示しました。

- 国においても、この間、平成 30 年 12 月の中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」において、「開かれ、つながる社会教育の実現」の方向性が示されました。この答申では、個々人の学びの意欲と学びの場への主体的な参画があらゆる社会教育活動の出発点であるとともに、今後の社会教育の展開には、多様な人々や団体が、これまで以上に連携・協働することが必要であり、地域において様々な分野で活動する多様な人材が、様々な取組を実施することが重要であるとされています。

さらに、令和 2 年 9 月の第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」、「多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」では、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つ生涯学習・社会教育の要となるのが、学びの場を通じた「つながり」であり、新しい時代の生涯学習・社会教育の鍵となると考えられています。

- 一方、学校教育においては、地域総がかりでの教育の実現を図るため、学校は地域社会の中でその役割を果たし、地域と共に発展していくことが重要であることから、「地域とともにある学校」への転換が求められているところから、そのためには、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みである「地域学校協働本部」や、「放課後子ども教室」等の既存の体制による取組をさらに充実させるとともに、学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的

な仕組みである、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の導入が進められています。

- 本県において、各地域の公民館や NPO、社会教育団体、企業、自治体等は、多様な人々や団体の「つながり」を要として様々なネットワークを構築し、新たなアイデアを生み出し、様々な活動を展開しています。また、各学校や地域では、社会全体で子どもたちの成長を支えるための体制（地域学校協働本部）による、多彩な地域学校協働活動が展開されています。
- これらを踏まえて、第 36・37 期兵庫県社会教育委員会議では、急速に変化するこれからの社会において、多様で豊かな学びや、人々の「つながり」による社会教育・生涯学習の取組がより一層充実したものとなるよう、今一度、ネットワークが持つ有用性を認識し、ネットワークが効果的に機能するための方策や、ICT の活用を含めた、「新しい時代の学びのあり方」について検討してまいりました。
- この審議報告では、学びの場を充実させるための多様な人々や団体の連携によるネットワークが、実質的に機能するための必要なポイントについて、事例を含めて具体的に示しました。社会教育・生涯学習に関係する様々な方々が、それぞれのお立場における日々の活動を進めるにあたり、お役立ていただけることを願っています。

Ⅰ 生涯学習・社会教育を取り巻く状況

- 人生 100 年時代、Society5.0¹の到来、新型コロナウイルス感染症への対応等により社会は急速に変化し、予測困難な VUCA（ブーカ）²の時代を迎えています。
- これまでの「教育－仕事（終身雇用）－引退」という 3 ステージの単線型の人生だけではなく、学校卒業後には、就職、転職、副業、ボランティア活動、起業、再雇用労働等、複数の多様なキャリアを組み合わせたマルチステージの生き方が広がっています。これに対応し、社会人となった後にも、新たな知識や技能、教養を身に付けることへの要望が高まっており、誰もが年齢を問わずに何度でも学び、キャリアを選択することができる社会の実現が求められています。

転職や復職、起業等を円滑に成し遂げられる社会の構築とともに、年齢を問わない活躍促進等の観点から、社会人の学び直し等のリカレント教育を、より一層推進することも重要になってきています。平成 29 年 9 月には、「人生 100 年時代構想会議」³が設置され、同会議において平成 30 年 6 月に取りまとめられた「人づくり革命基本構想」には、リカレント教育の抜本的拡充について述べられています。
- 同時に社会、経済、文化などあらゆる面においてグローバル化、デジタル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、国際競争の激化、生産拠点の海外移転などを背景に、日本を取り巻く経済環境はさらに厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念されています。さらに、気候変動や地殻変動等により未曾有の災害が各地域を襲う中で、地域のつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。

¹ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society-3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

² Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)

³ 人生 100 年時代を見据えた経済社会システムを創り上げるための政策のグランドデザインを検討する会議として、平成 29 年 9 月に設置され、9 回にわたって議論が行われ。平成 30 年 6 月 13 日に「人づくり革命 基本構想」をとりまとめた。

- また、社会の変化に伴い、女性や子ども、障害者、同和問題等の人権課題に加えて、インターネット上の人権侵害や多様な性に関すること等、新たな課題が生じています。

すべての人々の人権が尊重されるためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが重要であり、「誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現」に向け、関係機関との連携や ICT の利用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが求められています。

- そのような中、外国人住民の増加・多国籍化や、在留資格「特定技能」⁴の創設等に対応し、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境が整備された、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築⁵が求められています。

外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動や防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組や、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発見、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組が推進されています。

- また、平成 31 年 4 月に公表され、令和 2 年 7 月に 7 つの政策プランとして新たに示された「障害者活躍推進プラン（文部科学省）」を踏まえ、「誰もが、障害の有無に関わらず、共に学び、生きる共生社会」の実現と、障害者の生涯学習推進に向けた取組として、地方公共団体における実施体制・連携体制の構築、幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進、民間団体等と連携した学びに関する環境整備などが求められています。

⁴深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。

（平成31年4月から実施）

・特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

・特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）

⁵「地域における多文化共生推進プラン」（総務省）の改訂（令和2年9月）により示された、社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義のうちの一つ。

- このような背景を踏まえて、人と人との関わりや地域のつながりが薄れ、地域コミュニティの希薄化が懸念される状況において、年代、性別、国籍、障害の有無などを問わず困難な立場に置かれている方の社会的包摂⁶や共生社会の実現に向けた取組が見られます。
- 社会教育は、社会の変化に対応した様々なテーマを、地域住民が共に学ぶものです。このような学びを通して、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、地域コミュニティの基盤づくりに重要な役割を果たしてきました。
- 生涯学習は、一人一人がより豊かな暮らしを実現するため、生涯を通じて行うものです。一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。
- 教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されており、社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。
- 多様性を持ちながら調和のある社会をめざすことが求められる今、従来から生涯学習・社会教育が担ってきた役割が改めて重要視されています。
- 中央教育審議会生涯学習分科会（第11期）では、既存の生涯学習・社会教育の枠組にとらわれず、これまでの実践を踏まえつつも、生涯学習・社会教育が果たすべき役割、将来の在り方がどのようなものになるのか、未来志向で創造的に考察すべきであるという考えにもとづき、社会基盤としての社会教育・生涯学習の在り方が検討されました。

⁶社会的包摂(Social Inclusion)とは、1980年代から90年代にかけてヨーロッパで普及した概念。問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態、あるいはその動態を社会的排除(Social Exclusion)と規定し、これに対応して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として用いられている。

○ 令和4年8月30日に示された、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、生涯学習・社会教育が、現状の課題に対応し、その役割を果たすことができるよう、多様な人々や団体が連携・協働し、幅広い人材の支援により行われる、「全ての人のウェルビーイング⁷を実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育」へと進化する必要性が示されました。

○ 従来から、生涯学習・社会教育行政担当部局が公民館、図書館、博物館などの社会教育施設等で様々な教育活動を提供していることに加え、NPO等の団体、大学、企業、専門学校など多様な人々や団体が様々なニーズに応じた学びの機会の提供や地域課題につながる学びの場づくりに貢献している実態があります。今後は、共生社会の実現をめざす上で、デジタル化への対応にも配慮しながら、関係機関との連携やICT⁸の活用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが重要となっています。

多様な人々や団体が連携・協働し、幅広い人材の支援により行われる、「開かれ、つながる社会教育」へとさらなる深化を図る必要があり、そのための方策の検討が求められています。

⁷ 第11期中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」では、“Well-being(ウェルビーイング)”は、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることまでを含む包括的な概念として用いられている。。

⁸ “Information and Communication Technology(情報通信技術)”の略。情報・通信に関する技術の総称。

II 本県の状況

- 本県は、気候風土、歴史文化の異なる旧五国（摂津、播磨、但馬、丹波、淡路）が一つになった県であり、今に息づく五国の個性が強みです。多様な地域が関わり合い、補完し合うことで発展してきました。さらに、古くから交流の結節点として栄えており、海外の文化も先駆けて受け入れてきました。

清酒や素麺、皮革、鞆、線香、釣針など全国シェアを誇る産業や、ケミカルシューズ、播州織、三木金物など、著名な産地があり、多彩な地場産業が各地に根付いています。

- また、阪神・淡路大震災と、その後の度重なる災害を経験した本県は、安全で豊かな県へと進化しつづけ、本県が培ってきた防災・減災の知恵と技術は世界中の安全を守るために活かされています。

- 本県においても、大きな社会変化により先の見通しがますます難しい状況があります。経済社会の新たな形を模索する動きや ICT の普及を背景に、持続可能性を重視し、固定から流動へ、画一から多様へといった価値観の変化が進んでいます。

- コロナ禍は、都市の脆弱性や社会の分断など、様々な問題を再認識させています。令和2年9月にまとめられた、「県民モニター臨時アンケート調査結果-今般のコロナ禍の影響と今後の展望-」によると、外出を伴う活動が難しくなった結果、県民生活に大きなマイナスがあったことが示されています。

一方では、同居する家族と一緒に過ごす時間や会話などふれあう時間が増えたと感じる割合が高いことが示されているとともに、オンライン会議ツールを活用して、家族や友人とコミュニケーションを取るようになったとの声もあります。

さらに、社会の中に自分と違う感じ方、考え方をしている人を知ることの機会となり、異なる価値を持つ人への理解を深め、多様な価値が認められる社会であってほしいと考えるようになったという意見が多く聞かれています。

○ 本県は、県政の新たな羅針盤として令和4年3月29日に「ひょうごビジョン2050」をとりまとめました。「ひょうごビジョン2050」の策定にあたっては、「ビジョンを語る会」や、県民アンケート、インタビュー等を通して、県民一人一人が描く、「なりたい姿＝理想の将来像」を集め、そうした県民の「なりたい姿」が叶うイメージから、「県民が共有する、共にめざす社会の姿」としてビジョンを描いています。集まった県民の想いに共通する、「もっと『開放性』の高い社会であってほしい。」という願いを根底に、策定されています。

○ 「ひょうごビジョン2050」では、実現をめざす兵庫の姿を「誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」とし、5つのめざす社会が示されています。

この中で特に大切にすべき価値観として「包摂」と「挑戦」が掲げられています。大都市から農山村まで多様な地域に暮らす全ての県民が、安心して、育ち、学び、働き、遊び、幸せに生きられる環境をつくるとともに、人も地域も思い思いのチャレンジができ、それぞれの可能性が開ける社会づくりをめざしています。

また、めざす社会の一つである「自分らしく生きられる社会」を実現するため、「ダイバーシティ」という言葉を、単に「多様である」ということだけでなく、「互いの違いを認め合い、受容する」ことまで含めた言葉として捉え、異なる文化や多様な価値観を持つ人々と一緒に働き、暮らす、「ダイバーシティ」に富んだ地域をつくる取組は、兵庫に新たな活力をもたらすものとして期待されています。

誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる「躍動する兵庫」

<5つのめざす社会>

☐自分らしく生きられる社会 ☐新しいことに挑戦できる社会 ☐誰も取り残されない社会

☐自立した経済が息づく社会 ☐生命の持続を先導する社会

○ 「ひょうごビジョン 2050」の実現に向けては、①大きな連携の輪をつくる ②試行錯誤のプロセスを楽しむ ③地球規模で考え、足元から行動する ④バーチャルを使いこなし、リアルを大切にするといった、4つの基本姿勢が示されています。

○ そうした中、社会教育振興施策の展開においては、「多様な人々と共に生きる学び」や、「地域社会で『育み・活かす』学び」「新たな時代の道しるべとなる学び」を実現させるための連携の在り方の検討が求められています。

Ⅲ 本県における「学びを充実させるネットワークのあり方」について

1 ネットワークによる連携の現状

- 阪神・淡路大震災が発生した平成 7（1995）年は、「ボランティア元年」と言われています。震災からの復旧・復興の過程においては、数多くの人々が、ネットワークを構築することで、柔軟で機動的な活動が展開されました。そのような取組がきっかけとなって、平成 10 年の特定非営利活動促進法（NPO 法）⁹制定につながっています。

「ボランティア元年」から四半世紀以上が経過し、今日までに県民のボランティア活動は、活動団体の増加、活動分野・活動範囲の広がりなど、連携・協働の輪が量的・面的に拡大し、社会に広く根付いてきただけでなく、一定の役割を果たす存在となっています。

また、親睦や交流の場の提供を通じた参加者の居場所づくりとしての機能は、活動者自身の自己実現の一端を担うとともに、社会的包摂の観点からも重要な役割を果たしています。

このように、本県には、民間や地域の中に、共助の意識や社会貢献意識につながる原動力が内在しています。

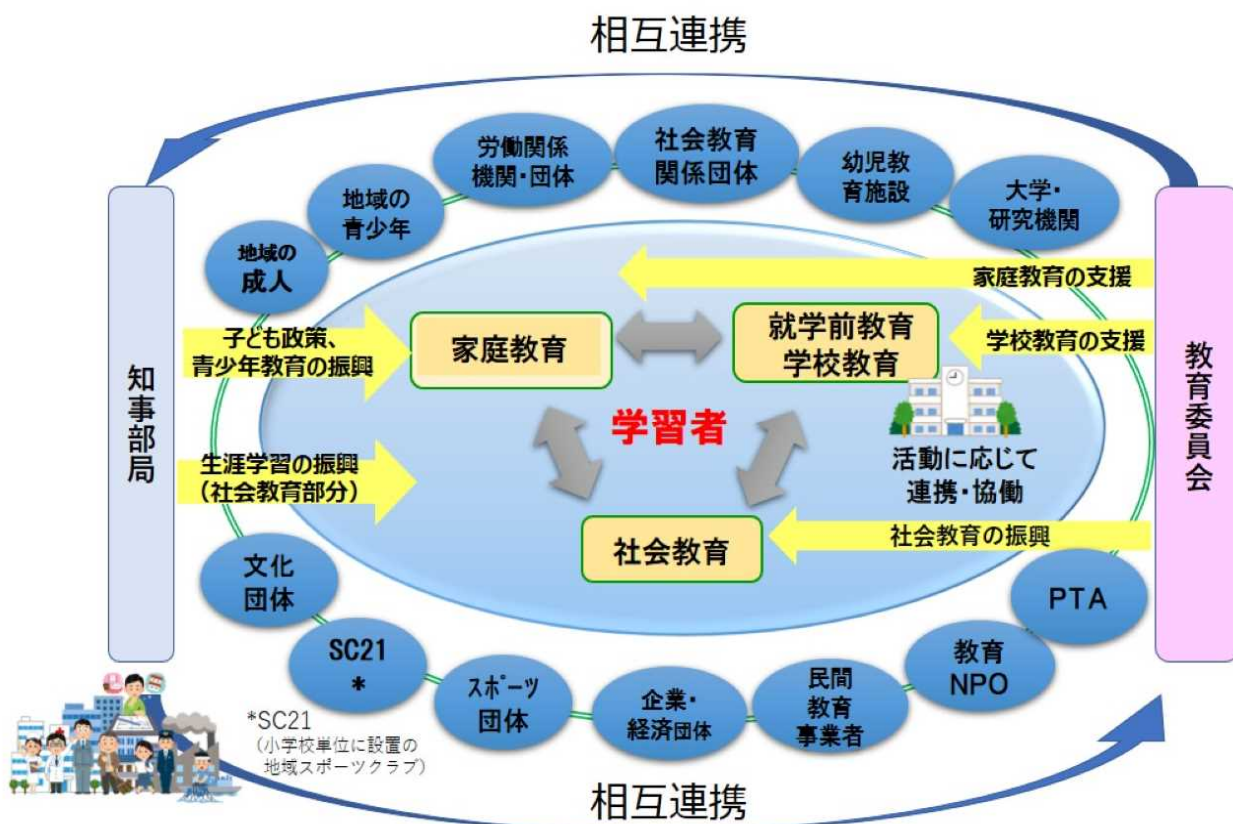
- 県内の市町社会福祉協議会の登録団体と NPO 法人を対象とした「第 9 回県民ボランティア活動実態調査」によると、全体として活動分野の多様化の傾向がみられます。また、「他団体と連携・協働している」団体は全体の半数以上（55.9%）であり、NPO 法人では 7 割近く（68.2%）に達しています。その内、「3 団体以上」と連携・協働する団体は全体の約半数であり、多くのボランティア団体の NPO 法人が、他の団体とのつながりを持ちながら活動を行っていることが分かります。

少子高齢化や人口減少が進展する中で、地域の課題解決や活性化のために、県民の自発的・自律的な活動によるボランティア活動の重要性は増しており、前述の調査においても、「ボランティア活動が社会の中で一定の役割を果たすようになった。」と感じている団体の割合は全体の 4 分の 3 であり、社会的認知や役割の高まりを実感している様子が見えます。

⁹特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。

- また、多くのボランティア団体や NPO 法人は、「福祉・保健・医療の増進」、「子どもの健全育成」、「環境の保全」、「文化、芸術、スポーツの推進」等、日常生活のあらゆる場面で取組を進めてきました。
- ボランティア活動において、多様な人々や団体と共に関係を持ちながら取り組み、人としての成長を促すことは、重要な社会教育の役割です。これからのボランティア活動は、各個人のライフステージやニーズに対応した学びの機会となるだけでなく、社会的な課題に関する学びや、課題を解決するための実践的な学びの機会となることが期待されています。
- また、公民館等の公立社会教育施設は、地域住民のつながりや学びの機会を創る拠点として、大きな役割を担ってきました。主催事業（講座等）の実施とともに、これまでに培った社会教育における学び方のノウハウや、地域のネットワークを生かし、学校との連携による地域学校協働活動¹⁰や、まちづくり協議会等と連携して地域の新たな課題解決に取り組む活動等を中心となって行う例が見られます。
- 一方、社会教育行政においては、環境や福祉、まちづくり等、事業の目的に応じて、教育委員会のみならず首長部局も含めた広範囲な分野で事業を実施していますが、類似のテーマを取り扱う場合においても、十分な連携が行われず、各担当部局それぞれのみで完結していることが少なくありません。
- 生涯学習・社会教育に携わる人々や団体それぞれは、これまでの実績を踏まえつつ、さらに活動を発展させるため、既存の枠組みにとらわれず、実質的に機能するネットワークを構築し、連携の深化と継続による、「開かれつながる社会教育」の実現が求められています。

¹⁰ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。



(令和元年度 第2回兵庫県社会教育委員会議資料より一部追記している)

2 ネットワークを活かしてさらに学びの活動を充実させるポイント

- 「ネットワーク」という言葉は、様々な分野で使われており、「人と人とのつながりを重要とし、色々な情報が得られるもの」として広く解釈されています。
- 多様な人々や団体との連携・協働を実現するためには、「人と人」のつながりを第一歩とし、「人と組織」「組織と組織」というように、ネットワークは広がっていきます。
- 多くのボランティア団体や NPO 法人、公民館等の社会教育施設は、充実した活動を展開するため、「人と人のつながり」を要として連携・協働してきました。
- 学校では、地域の人々や関係の各種団体等とつながることで、「学校を支援する活動」や「地域における学習支援・体験活動」が実施され、地域の教育力を活かした充実した学びが展開されています。
- ここでは、さらに連携・協働を深め、学びを充実させるための、ネットワークの効果的な活用のポイントについて述べます。

(1) ネットワークの有用性の認識

取組を一步進めるために、「学びを支えるネットワーク」を活用しましょう。

- 人々のニーズや多様な課題に応じた「学び」を支える取組をより充実させるためには、自らの力だけではなく、他者と連携することが必要です。
- 各地域において、取組を進める人々や団体は、それぞれの強みや特性を活かし、互いに補完し合いながら共に取り組む意識を持つことが大切です。

(2) ネットワーク、連携を機能させるための基本的な視点

お互いのことをよく知しましょう。

- 連携する人々や団体が担うべき本来の役割や目的を、互いに理解する機会が必要です。その上で、どのようなことを補完し、ネットワークを活用することで、どのような相乗効果が期待できるかを検討する視点が大切です。

**ネットワークによる相乗効果を高めるために、
自身(団体)が、どのようなことができるかを考えましょう。**

- 連携する人々や団体をよく理解できると、互いに補完し合えることが増え、相乗効果の高まりが期待できます。
- ネットワークを構成する人々や団体それぞれが、自身(団体)に求められている役割を認識し、それぞれの強みをいかしながら取組を進めようとする視点が大切です。
- 表面的に情報を共有しているだけでも、「ネットワーク」と表現してしまう例が見受けられます。「共に動く」という動的な意味でのネットワークが必要です。

ネットワークが実質的に機能しているかどうか、振り返りましょう。

- ネットワークの形骸化を防ぐためには、ネットワーク(連携)した結果として、課題解決につながっているのか、「動き」に対して、適時、評価・検証する視点がが必要です。

(3)新たな行政課題に対応できる体制

フレキシブル(柔軟)に連携できる体制づくりを行いましょう。

- 例えば、コロナ禍の影響による活動の停滞や、価値観の変化、ICT 活用の急速な進展等といった、急速な社会の変化に伴う様々な課題を認識し、効果的に対応できるよう、従来の枠組みにとらわれない、柔軟な視点が必要です。

(4)連携の拡充

自らの「強み」を発信して、連携の輪を広げましょう。

- 現在の社会教育は、社会教育行政担当課のみならず、公民館や地域団体、NPO 等において、地域コミュニティづくりや、豊かな人間性の形成、自己実現を図るための多様な事業を展開しています。
- 相乗効果を期待できる連携先を見つけるためにも、自らの取組や「強み」を、積極的に発信することが大切です。
- さらに、現状のネットワークを活用した情報発信により、新たな「人と組織」「組織と組織」のネットワークへと、連携の拡充が期待できます。

日頃の活動を通して、「関係者・協力者・知り合い」を増やしましょう。

- 団体や自身の活動に関わる人が増えることで、新たな「人と人」、「人と組織」のつながりができます。自身の団体が、今後、新たな課題が生じ、ネットワークを構築して課題を解決したいと考えたときに、そのようなつながりが基盤となり、実質的に機能するネットワークづくりにつながります。

新しい発想を活用し、共に楽しみながら取り組みましょう。

- 社会の課題は複雑化しており、模範となるモデルや前例を見つけることは困難です。異なる視点を持った人々や団体と連携することで、これまでに気付くことができなかった視点や、新たな発想を得ることが期待できます。
- ネットワークによる連携を活かして、共に試行錯誤を繰り返し、互いに楽しみながら取り組むことが必要です。

3 ネットワークを機能させるための人材の資質

○ ネットワークは「人と人」とのつながりが第一歩です。共に行動するネットワークが広がるほど、その推進力が高まります。社会教育・生涯学習の分野では、「人と人がきちんとつながって、共に何か事を起こしていくことができるような人」や、そのような「場をつくることができる人」が求められています。主体的に行動し、多様な人々と関わりながらネットワークを構築する力を持った人を増やすことが必要です。

○ ネットワークが実質的に機能し、その推進力をさらに高めるためには、多様な人々や団体が互いに尊重し合い、心をひらいて率直に意見交換できる関係性が基盤となり、そのような場を主体的につくりだすことができる人が必要です。

また、協議においては、目的に向って意見が積み上がり、前向きに検討が進められるよう、筋道を立てて進めることが大切です。

このようなことから、次のような資質が求められますが、まずは実際に活動に参加し、経験を積むことができるような場を設定することが必要です。

<求められる資質>

- 1 学びをサポートし、ファシリテート¹¹できること。
- 2 多様な意見を柔軟に調整できること。
- 3 市場原理に左右されず、人づくり、地域づくりをめざすことができること。
- 4 異なる視点の人々や団体が出会う場をつくることができること。

¹¹ “facilitate”主として「促進する」という意味の単語。ファシリテーターは、直訳すると「(学習を)促進する人」という意味。参加・体験型の学習においては、学習者を教え、導く従来型の指導者ではなく、主体的な学習を側面から援助し、促進していくようなファシリテーターの働きが重視される。

(「二訂生涯学習概論」(株式会社ぎょうせい発行・執筆・編集代表 馬場裕次郎)より引用)

(参考)社会教育士制度

令和2年度に新設された制度で、社会教育主事とは異なり、教育委員会による発令がなくても名乗ることができます。企業の CSR 担当者や、NPO 法人等での活躍がみられます。

人づくりと地域づくりに中核的な役割を果たし、学びを通じて地域活動を推進する、オーガナイザー¹²としての役割を果たすことが期待されています。

社会教育士には、①コーディネート力、②プレゼンテーション能力、③ファシリテーション能力が求められており、ネットワークを機能させるためにも、必要な資質・能力といえます。社会教育士には、それぞれの立場において、ネットワークを実質的に機能させるための重要な役割を果たすことが期待されます。



社会教育士

社会教育士のロゴは、社会教育士が支える学びの先にある、多様な人々が連携・協働する様子を表しています。社会教育における学びは色も形も違う人と人、組織と組織などを、色も形も多様なまま、つながりを作っていきます。そんな社会教育士の活動の成果とも呼べるつながりを象徴的に表しています。(文部科学省 HP より)

¹²“organize”は主に組織するという意味。ここでは、「学びのオーガナイザー」として、地域課題を解決する学習を支援する上で、関係施策の企画・立案や事業の推進に向けて、住民や NPO など多様な主体間のコーディネートを行い、組織をつくり出す役割のこと。

4 その他、ネットワークによる学びの場を充実させるための留意点

- ネットワークは構成する人々や団体間の互惠性（Win=Win の関係）が欠かせません。互いを尊重しながら、率直な意見交換を交わし、前向きな連携を深められるようなネットワークが望まれます。
- ICT 機器等の効果的な活用による、オンラインの学びは、ネットワークによる連携の充実に有効ですが、年齢や国籍、地域、障害の有無等のあらゆる要因にかかわらず、誰もが同じように情報にアクセスできる状態（ユニバーサル・アクセス）であることが大切です。そのためには、通信機器の利用環境等を把握するとともに、ICT 機器の利用に関するスキルの差をカバーすることができるよう体制づくり等が必要です。
- また、ICT 環境で育った Z 世代¹³や、若い世代、最前線で ICT を活用している人を含めたネットワークを構築し、幅広い考え方を取り入れ、新たな発想を活用する視点も必要です。
- ネットワークの根底には「人と人とのつながり」や、「コミュニケーション」があることを意識する必要があります。オンラインを活用した取組においては、対面での取組に比べて、「個」に対する意識が希薄になる懸念があるので、特に留意することが大切です。
- デジタル化の進展により、SNS 等のツールが浸透し、ツールの問題点に対処するための方策は盛んに講じられていますが、その基にある「コミュニケーションリテラシー」を重視し、ネットワークを構築するために必要な、本質的なコミュニケーション能力の育成が必要となっています。

¹³ 2000 年代に生まれた若者たちを表すことが多い。1990 年代後半生まれを含む場合もある。主に米国で使う世代分類で、X 世代（1960～1970 年代生まれ）や Y 世代（1980～1990 年代生まれ）に続くことから Z 世代と呼ばれ、これからの経済を支える中心となる世代に位置付けられている。Z 世代の特徴は、生まれたときからデジタル技術やインターネットが発達していたという点だ。幼少期からデジタル機器に触れて日常的に使いこなす人も多く、デジタルネイティブ世代と呼ばれることもある。また 10 代～20 代という若年層であるにもかかわらず、社会貢献活動に関心を持つ人々も少なくない。

Ⅳ 今後取り組むべきと考えられること

1 ネットワークを活かして学びを充実させるために

ア 目的や課題の共有

ネットワークを機能させるためには、構成員が、その目的や課題を共有しておくことが重要です。そのため、ネットワークを構築する段階から、連携する目的や、課題について、理解し合う場を持つことが大切です。

イ 既存のネットワークの活用

新たなネットワークを構築する際には、目的、課題に応じて既存のネットワークを基盤にしながらネットワークを構築することも有用であると考えられます。そのためには、地域で活動する団体等については、日常的に把握をしておく必要があります。

ウ 新たな考え方によるアプローチ

新しいネットワーク構築の際、従来の考えにとらわれず、新たな考え方で問題にアプローチすることも必要です。このため、異なる視点を有する団体に参画してもらうことも考えられます。ネットワークにおいて、異なる視点から議論を深めることで、斬新な取組が創出されることが想定できます。

エ 評価・検証する仕組みづくり

ネットワークを構築し活動を続けていると、活動することだけが目的となってしまうことがあります。ネットワークを構築した当初に確認した、本来の目的に沿った活動となっているかどうか確認できるよう、活動の節目において、自身で点検・評価できるような仕組みを持つことが大切です。

ネットワークを構築した後においても、目的や有用性を常に確認し、共通認識できるようにすることが重要です。

オ 若い世代との連携

近年、自治体と大学等が協力して地域の課題解決等に取り組む「地域包括連携協定」¹⁴等を締結し、新たな価値を生み出している例があります。若い世代と連携し、新しい発想や考えを取り入れることで、新たな気づきや、取組の質の向上が期待できます。学生団体・サークル等に対して、新たなサークルや団体を一緒に立ち上げる働きかけも一つの方策です。

カ 学びつづける姿勢

充実した学びの場を展開している団体のネットワークが、どのような工夫がなされているか等、好事例から学びつづけることが有効です。

キ 専門機関等との連携

ネットワークがめざす課題の解決のために、より高度な専門知識を活用することが必要な場合については、大学等研究機関との互恵性のあるネットワークの構築について、検討することが必要です。

ク ICT 機器の活用

Society 5.0 の到来に対応し、新しい技術を活用した学びの利点を活かした取組を充実することで、デジタル・ディバイド¹⁵の解消につながり、住民の安全や命を守ることにもつながると期待されています。

ユニバーサル・アクセスに配慮した ICT 機器の活用による、「オンラインでの学び」と「対面での学び」のバランスの良い組み合わせが有効です。

¹⁴地域課題に対して自治体と大学や民間企業等が協力し、共に解決をめざす協定。福祉、環境、防災、まちづくり等、多岐に渡る地域課題の解決に向けて、大学等が持つノウハウや最新の技術、サービスを自治体に取り入れ、課題解決や市民サービスの向上につながることが期待されている。

¹⁵ICT の活用機会や活用能力の有無によって生じる格差のこと。

2 人材育成について

ア 必要な資質の確認

「学びを充実させるネットワーク」を推進するためには、ネットワークの構築、運営について支援することができる人材が不可欠です。具体的には、次のような取組を行うことができる人材です。

- ① 求めに応じて好事例を交えた助言ができる。
- ② 地域で活動する関係団体、行政の関係部署を紹介できる。
- ③ 多様な意見を調整することの重要性を伝えることができる。

イ 必要なスキルの確認

このような人材に求められるスキルは、①コーディネート力、②プレゼンテーション能力、③ファシリテーション能力といった社会教育士など、社会教育に深く関わる人材に求められるものと同様です。

また、自制心や協働性等といった、学力テスト等の数値では表しにくい内面の力である非認知能力も大切であるということを認識する必要があります。

ウ 人材の発掘・育成

こうした人材は、十分に確保されているとはいえず、また、めざす人もそれほど多数であるとはいえません。現に社会教育士や地域の社会教育においてコーディネーター¹⁶等として活動する人が、その意義や必要性、また、やりがい等について積極的に情報発信することが重要です。

¹⁶ “coordinate”は主として「調整」を意味する語であるが、社会教育の指導者に関する議論においては、単に調整を意味するだけでなく、より広い意味で間接的な学習支援の総称として用いられる。社会教育の指導者に求められるコーディネーターは、地域の生涯学習の進行や、「地域の教育力」の向上などに向けて関係する機関や団体、住民などに働きかけ、相互の連携を促進していくような総合的なコーディネートと、「放課後子ども教室」などの具体的な事業や取組を進めていく上で、事業の実施を円滑にしたり、効果的にしたりしていくような個別的なコーディネートに区別することができる。
(「二訂生涯学習概論」(株式会社ぎょうせい発行・執筆・編集代表 馬場裕次郎)より引用)

エ 関わろうとする人への支援

社会教育や地域づくりに関わろうとする人に対して現に活動する人が寄り添い伴走支援しながら育成していくことも必要です。

オ 必要なスキルの習得

ネットワークを支援するためのスキルの習得に向けては、社会教育関係者等に対する研修について、広く一般に門戸を広げ、参加を募ることが必要です。また、こうした機会をできるだけ、多くの機関が開設し、気軽に容易に受講できる環境づくりを進めることが重要です。

カ OJT¹⁷の活用

座学だけで十分に身につくものではなく、多分に経験が必要となるものが多いことから、経験者とともに実務を経験する機会を設けることも重要です。

加えて、予測困難な時代において、急速に発展するデジタル技術への対応等、求められるスキルの大幅な変化や、今後新たに発生する状況に適応するための必要なスキルの習得といった、「リスクリング」の視点も重要です。

キ 次世代を担う人材の育成

ネットワークによる連携を継続的に進めるためには、次世代を担う人材の育成が不可欠です。行政は、社会貢献活動を行っている大学生、若者たちにこうしたネットワークを支援するためのスキルを身につけてもらえるよう、学生、サークル等のネットワークや、大学等を通じるなどして研修の機会などの情報発信、研修への参加推奨などを行ったりする必要があります。

¹⁷ “On-the-Job Training”の略。実践を通じて必要な知識やスキルを身につける手法。研修やマニュアルだけでは実践につながりにくい知識やスキルを身につけることが期待される。

V ネットワークを効果的に活用した取組の例

ここでは、兵庫県社会教育委員会（第3部会）において、調査研究を行った好事例を中心に、カテゴリー別に紹介します。

ご紹介する取組は、その地域の人々や団体等において、地域の特色や課題を踏まえて、熟慮を重ねて取り組んでおられる取組です。

ネットワークの力をさらに効果的に活用するための具体的なヒントを得ていただけるよう、各事例は、P19～P22「今後取り組むべきと考えられること」に記載したポイント（1 ア～ク、2 ア～キ）との関連を示して掲載しています。活動目的や、地域の実情等を踏まえながら、取組を一步進めていただくための参考にいただければ幸いです。

(カテゴリー別事例一覧)

カテゴリー	団体等名	掲載頁
乳幼児期の学びを支える連携	みつばこども園	事1
	NPO 法人子育て支援ネットワークあい	
	西脇市立しばざくら幼稚園 PTA	事2
	社会福祉法人愛和会 中筋児童館	
「家庭教育」との連携	元気！たつの朝ごはんファミリーマラソン	事3
	尼崎こども食堂ネットワーク	
「社会教育」と「学校教育」の連携	丹波篠山市立西紀南小学校	事4
	加東市立東条学園小中学校(義務教育学校)	
	県立東灘高等学校	事5
	県立播磨特別支援学校	
地域と大学・研究機関等との連携	芸術文化観光専門職大学	事6
	南あわじ市の地域創生に係る包括連携協定	
	県立人と自然の博物館	事7
「生涯学習」に関する事業との一体的連携	(株)WAP コーポレーション	事7
	大町まちづくり協議会	事8
	兵庫県阪神シニアカレッジ	
「ポストコロナ」に向けた新たな社会教育のあり方	ひょうごユース eco フォーラム	事9
	淡路ラボ推進事務局	

※令和4年度以降の取組は、変更されている場合があります。

子どもたちに笑顔を！優しさを！楽しさを！

キーワード /子育て支援/地域連携/つながる仕掛け

取組内容

大学生主催の食育教室

- ・大学生が子どもたちに対して、旬の食材や行事食、食事のマナー等について教える教室の実施。



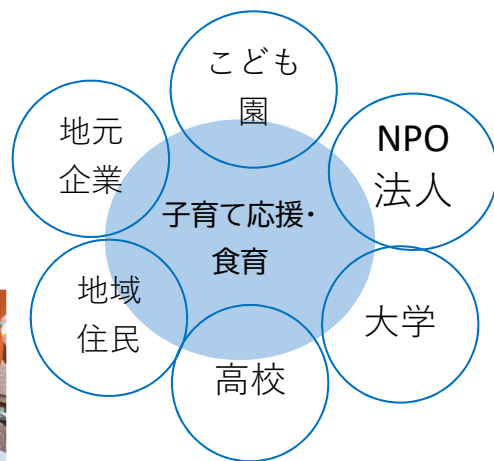
地域の方と一緒に栽培・収穫・クッキング

- ・子どもたちが、地域の方と一緒に米や野菜を育てて収穫し、実際に調理する体験学習の実施。



地元企業とのコラボレーションイベント

- ・魚の解体見学、季節の伝統食づくり（恵方巻など）等、多彩な食育イベントの開催。



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
 キ) 専門機関等との連携
 2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

詳細情報

みつばこども園

明石市大久保町大久保町827-1

Facebook:mitsuba.kodomoen.jp



社会の中で協力しあえる子育ての推進

キーワード /子育て支援/情報発信/つながる仕掛け

取組内容

子育て世代と、子育てを応援したいシニア世代のマッチング（地域祖父母モデル事業）

- ・子育て世代とシニア世代のマッチングを図るための、「身近な防災」等をテーマとした講座を開くなどの仕掛けづくり。

子育てクラブすきっぷの活用や、

すきっぷサロン(出前講座)の実施（運営：神戸新聞社）

- ・子育てに関わる人々があつまり、地域から「子育てを楽しくする情報」を共有・発信する情報サイトの活用。
- ・地域の児童館・幼稚園・保育所・サークル等からの依頼を受け、出前講座の開催

子育て支援者への支援（出前講座等）

- ・保育の現場や赤ちゃん講座の見学して、学生の学びと実習の場
- ・海外の就労学生とともに学ぶ、子育ての方法や遊び歌についてのグループワーキング。



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
 カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携 ク) ICT機器の活用
 2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） オ) 必要なスキルの習得
 キ) 次世代を担う人材育成

詳細情報

NPO法人 子育て支援ネットワークあい

神戸市東灘区田中町5丁目3-18 3F

078-453-3991

地域とCROSS えがおが織りなすCLOTH

キーワード / 幼稚園/地場産業/伝統文化/社会貢献

取組内容

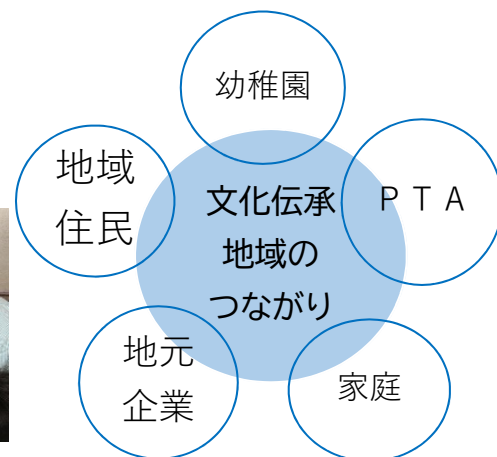
子どもの絵を織り込んだ播州織の作成

・地元企業、家庭との連携によるオリジナル小物の作成



ソーシャルボンド・キッズプラン

・子どもたちが、地域のために自分の力を発揮できるようになるため、夏休み・冬休みに、家庭で考えた「地域とつながること」を実践。
※ 地区の掃除、回覧板をまわす、積極的な挨拶など



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

1ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 キ) 専門機関等との連携
2エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

令和3年度優良PTA
文部科学大臣表彰受賞
(文部科学省：優良事例集)



5つの「る」でつながる地域 ～見守る・見つける・集まる・学べる・助かる～

キーワード / 居場所づくり/0歳～18歳の育ちを支える/強みをいかして

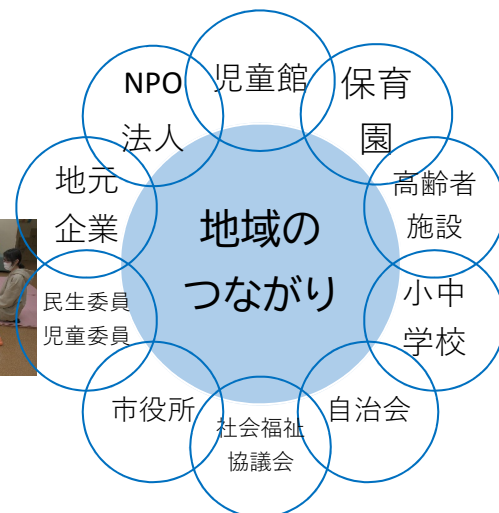
取組内容

乳幼児と保護者・家庭への支援＋小中高生の居場所提供

・児童館つながりから保護者が立ち上げる『育児サークル』
・小中学生が、仲間と一緒に、児童館でやってみたいことなどを企画したり、ゲームをしたり和気藹々とした時間を楽しむ場。

5つの「る」を合い言葉に、
それぞれの強みをいかした連携

・様々な地域行事への参画（防災訓練・各種イベント）
・児童館の親子が中学校へ出向く『いのちの教育～赤ちゃん学校へ行こう』等



複合施設（保育園・児童館・高齢者施設）の強みをいかした日常的な交流

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

1ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携
2エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

中筋児童館
宝塚市中筋2-10-18
0797-80-4156



学校・家庭との連携による、食育の推進

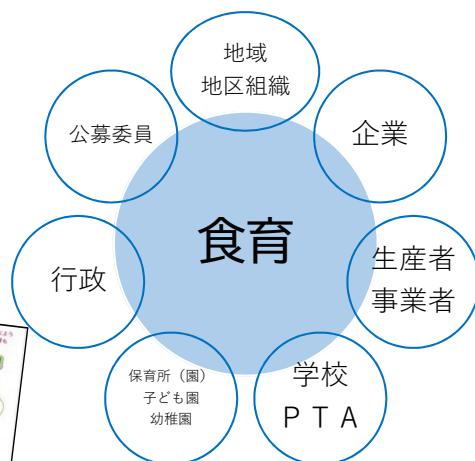
キーワード 食育/推進連絡会議/活動の定着/

取組内容

～市全体で取り組む、朝ごはん普及活動～

14日間の朝ごはんを家族で記録する ファミリーマラソンの開発と普及

- ・多様な立場からの視点を盛り込んだ記録用紙の作成
- ・学校園・保育所を通じた配布による、活動の定着と継続



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- | | | |
|-----------------------------|-----------------|-------------|
| 1 ア) 目的や課題の共有 | イ) 既存のネットワークの活用 | オ) 若い世代との連携 |
| カ) 学び続ける姿勢 | キ) 専門機関等との連携 | ク) ICT機器の活用 |
| 2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） | キ) 次世代を担う人材育成 | |

詳細情報

朝ごはんにもおすすめ！旬の食材を使った伝統料理や、離乳食のレシピを、レシピサイトに公開



「家庭教育」との連携

尼崎こども食堂ネットワーク

こども食堂が身近な地域の居場所であり続けられるように

キーワード /居場所/情報発信/つながる仕掛け/思いをつなぐ/

取組内容

活動を地域福祉の基盤として絶やさず、 支えあうための中間支援的役割

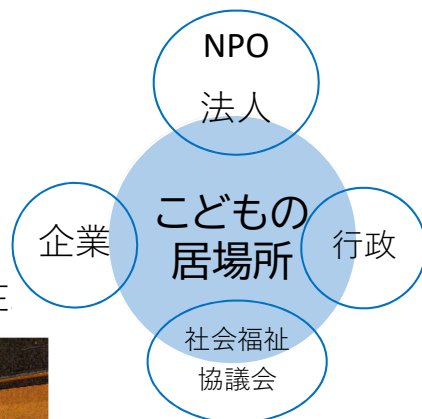
- ・それぞれの地域で「こどもたちのために何かしたい」という思いで、こども食堂を運営する人々の思いをつなぎ、代弁する存在

研修・学習会の実施

- ・「コロナ禍のこども食堂」オンライン学習会
- ・食品衛生や個人情報、ヤングケアラー、子どもの権利等についての研修会

情報発信

- ・こども食堂等の活動への理解を促進する情報発信



尼崎こども食堂
ネットワーク

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- | | | |
|-----------------------------|-----------------|------------|
| 1 ア) 目的や課題の共有 | イ) 既存のネットワークの活用 | カ) 学び続ける姿勢 |
| キ) 専門機関等との連携 | ク) ICT機器の活用 | |
| 2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） | オ) 必要なスキルの習得 | |
| キ) 次世代を担う人材育成 | | |

詳細情報

尼崎こども食堂ネットワーク
（尼崎市社会福祉協議会本部内）
HP内に問い合わせフォーム有



地域への愛着や誇りを育む、「学校応援団」

キーワード

学校・家庭・地域の連携/社会に開かれた教育課程/学校支援

取組内容

学校運営協議会の仕組みを活用した、
学校の教育活動の「ねらい」を共有した学校・学習支援
教員がピックアップ「支援を得たいことリスト」から、
学校運営協議会の委員がボランティアを募る。



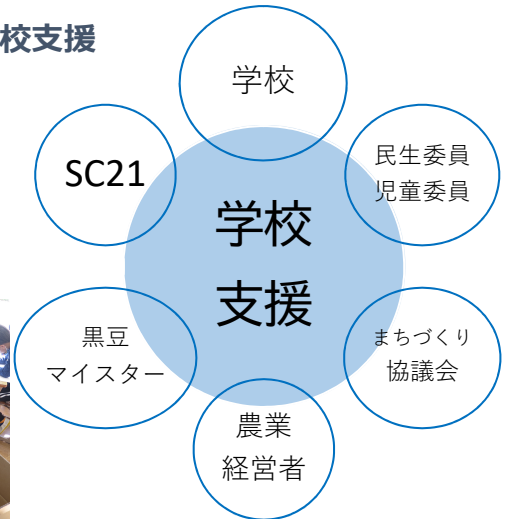
1年生活
「秋の植物をつかった
おもちゃづくり」

「できるときに、できるだけ。」

気軽に参加できる募集方法の工夫を協議

一人では行きにくい
→友達・家族と
お誘いあわせて♪

できること、あるやろか
→あります♪
子どもと一緒に楽しんで



～地域が学校を支援し、子どもたちの
学びを支える組織をつくろう！～

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
2エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

丹波篠山市立
西紀南小学校
丹波篠山市黒田186
079-593-0028



「社会教育」と「学校教育」の連携

加東市立東条学園小中学校

地域への愛着や誇りを育む、「学校応援団」

キーワード

学校・家庭・地域の連携/社会に開かれた教育課程/学校支援

取組内容

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の協議内容を、
効果的な活動として実施しやすくする仕組み

地域の方が学校の中で活動できる「地域交流室」

・さまざまな地域の方の交流拠点

コミュニティ・スクールと両輪をなす、
地域学校協働本部の整備

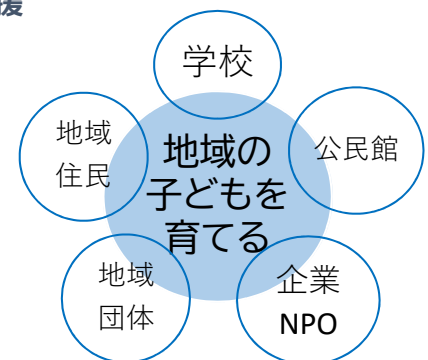


学園生と地域の方による
花植え活動

・「東条はひとつ」を合い言葉に、校区再編後も
これまでのつながりを活かした、より幅広い連携

コーディネーターの効果的な活用

・コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が、
学校と公民館を行き来し、連携の要として活躍



コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の連携した取組の充実

「地域とともにある学校づくり」

「学校を核とした地域づくり」

地域の子どもは地域で育てる

地域の人材、魅力を活かした地域の教育力の向上

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用
2エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）

東条学園小中学校
加東市天神56
0795-47-0024



深江音頭復活プロジェクト

キーワード

高校と地域の連携/文化継承/

取組内容

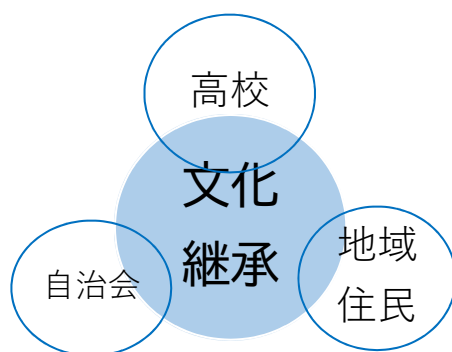
70年前に途絶えた「深江音頭」の復活・継承

- ・地域の高齢者から口伝を受け、吹奏楽部生徒が楽譜に起こした音頭や、振付を現代に復活。
- ・体育祭で生徒が披露。阪神深江駅において、BGMとして、期間限定で放送。（R3）
- ・体育祭や地域行事で地域住民と音頭と一緒に踊る。（R4）



「深江のまち」資料の作成・展示

- ・「深江音頭」の歌詞にキャプションをつけ、当時のまちの様子を振り返る資料を作成。地元の資料館と学校に展示。



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
カ) 学び続ける姿勢
2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

詳細情報

兵庫県立東灘高等学校
神戸市東灘区深江浜町50
078-452-9600



産学連携事業 Café はりま

キーワード

特別支援学校と地域の連携/社会に開かれた教育課程/学校支援/キャリア教育

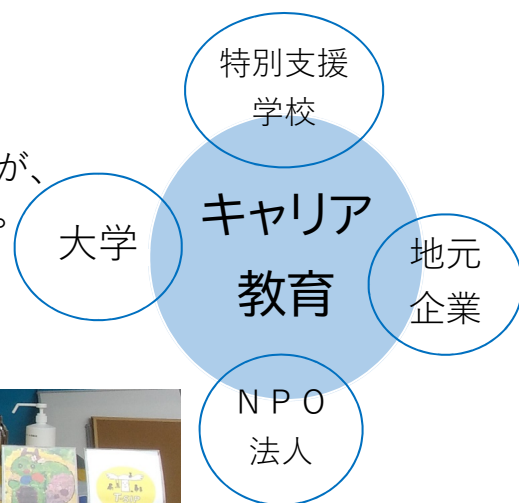
取組内容

学校で学んだ技能を実践する学びの場づくり

- ・「兵庫県特別支援学校技能検定」に取り組む高等部の生徒が、地元スーパーマーケットの敷地内で、コーヒーの販売を実施。

高等部生徒と、 大学生やNPO職員との協働

- ・大学生とのミーティングによる、販売スペースづくり
- ・NPO法人（福祉関係）による、「コーヒーの淹れ方」講座



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用
オ) 若い世代との連携 カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携
2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） キ) 次世代を担う人材育成

詳細情報

兵庫県立播磨特別支援学校
たつの市揖西町中垣内乙135
0791-66-0091



大学による、地域や学校と連携した取組

キーワード

/コミュニケーション力の育成/地域への愛着/学校支援/地域資源/まちづくり

取組内容

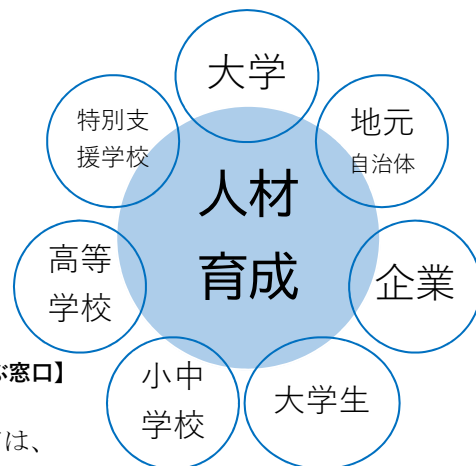
高校コミュニケーションワークショップ

- ・互いの違いを尊重しながら、チームで意見をすり合わせて、正解のない想定外の課題を想像的に解決する力を養う。
- ・但馬地域の全高等学校、高等専修学校、特別支援学校（高等部）大学教員が主な講師となり、原則として1年生全学年に2回実施

大学と地域・企業、人々の「架橋」

地域リサーチ&イノベーションセンター（RIC）【大学と地域を結ぶ窓口】

- ・各地域で芸術文化と観光の双方の視点を活かした連携事業を実施。
- ・教員が自身の研究分野で地域の課題解決に貢献するとともに、事業によっては、学生が教員のアシスタントとして事業に参加する。
- ・大学事務局に派遣されている但馬地域の市町行政職員が、大学と市町をつなぐ役割を担っている。



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携
- 2 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） オ) 必要なスキルの習得
キ) 次世代を担う人材育成

芸術文化観光専門職大学
兵庫県豊岡市山王町7-52
0796-34-8123



若者の参画による地域創生を支える連携

キーワード

/地域創生/若者の参画/担い手づくり/故郷を思う人材育成

取組内容

◆総合的な探求の時間（高等学校）の学びにおいて、地域の魅力や課題を知り、課題解決に向けた分析や検証による提案を行う取組

◆各団体等の特色や強みをつないだ、故郷を思う人材育成の取組

南あわじ市	政策立案・課題解決 高齢化社会への対応、地場産業の振興、伝統文化の継承、学ぶ楽しさ日本一をめざす教育施策、コミュニティの活性化等
国立淡路青少年交流の家	体験活動、ワークショップ ボランティア養成（高校生・大学生）、通学合宿（小学生）、未来探検隊（小学生・中学生）、探求学習等
県立淡路三原高等学校	探求学習、新たな価値の創造 3年間の総合的な探求の時間での地域の魅力や課題の分析、提案
県立景観園芸学校	フィールドワーク・研究支援 自然環境調査、社会調査、ランドスケープデザインのノウハウ教授、津波防災まちづくり、観光コンテンツ開発等



参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携
- 2 ウ) 人材の発掘・育成 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
オ) 必要なスキルの習得 カ) OJTの活用 キ) 次世代を担う人材育成

南あわじ市教育委員会 体育青少年課
南あわじ市市善光寺22番地1
0799-43-5234（直通）

地域を愛する心を育み、地域の自然・環境・文化を未来へ継承

キーワード

/生涯学習/つながる仕組み/

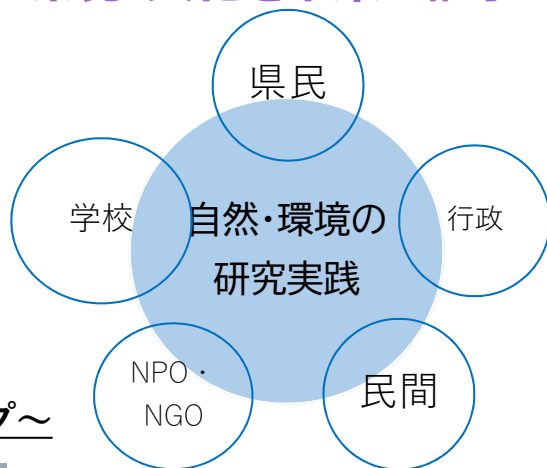
取組内容

財産を共有し、まちにひらく ～新収蔵庫棟～

- ・エントランスホールや「恐竜ラボ」などを一体的に利用した、「出会い」の場づくり
- ・人々が、標本・資料を使い、学びを深めることができる仕組み



新収蔵庫棟
～コレクションナリウム～



夢の実現に向けて共に歩む ～地域研究員・連携グループ～



希少植物研究会



菊炭友の会



石ころクラブ



標本お助け隊

創造と共生の舞台・兵庫で
県民と共演する
「生涯学習院」をめざす

※「生涯学習院」すべての人の「生涯学習」を支援することを目的とした仕組みや組織、およびそれが果たす機能の総称として用いる

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- | | | |
|-------------------------------|--|---------------|
| 1 ア) 目的や課題の共有
カ) 学び続ける姿勢 | イ) 既存のネットワークの活用
キ) 専門機関等との連携 | オ) 若い世代との連携 |
| 2 ウ) 人材の発掘・育成
オ) 必要なスキルの習得 | エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
カ) OJTの活用 | キ) 次世代を担う人材育成 |

詳細情報

兵庫県立人と自然の博物館
三田市弥生が丘6丁目
079-559-2001



「生涯学習」に関する事業との一体的連携

(株) WAPコーポレーション

障害者の「学び」「就労」「暮らし」「余暇」の4つの場を支える

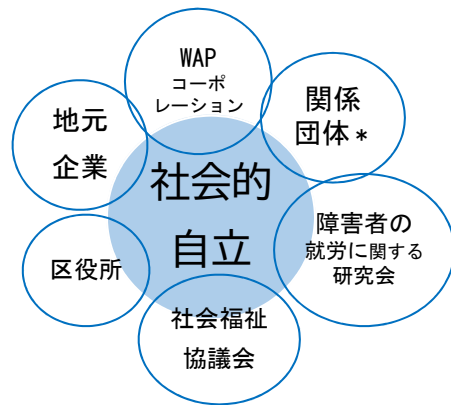
キーワード

障害者の生涯学習/学校卒業後の学び/社会的自立/

取組内容

特別支援学校高等部卒業後の学びの場

福祉事業型「専攻科」（エコールKOBÉ）



* 婦人会、まちづくり公社等

自分に合ったペースで、働く力を身に付ける場

オフィスタイプの福祉事業型「職業訓練校」（カレッジ・アンコラージュ）

グループワーク	作業	生活力セミナー	余暇活動	施設外実習
・ポスト活動 ・テーマ研究等	軽作業・制作等	衣食住に関すること	音楽・美術・書道・スポーツ等	・病院・老人介護・商店街通行量調査 ・地元商店（梱包・接客等）等

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- | | | |
|-------------------------------|---|-----------------------------|
| 1 ア) 目的や課題の共有
キ) 専門機関等との連携 | イ) 既存のネットワークの活用
エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
カ) OJTの活用 | カ) 学び続ける姿勢
キ) 次世代を担う人材育成 |
|-------------------------------|---|-----------------------------|

詳細情報

(株) WAPコーポレーション
神戸市長田区大橋町5-3-1
アスタプラザイースト211号
Tel.078-642-9780



公民館を拠点とした、まちづくり協議会の取組

キーワード /地域への愛着/学校支援/地域資源/まちづくり

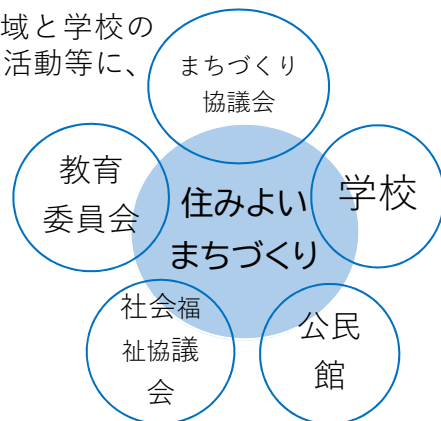
取組内容

淡路市大町地区の魅力発信、いやし・交流の場づくりをめざして、地域と学校の協働活動の継承・発展、世代間交流の機会の創出、地域による学校支援活動等に、まちづくり協議会が中心となっている。

地域の魅力を発信するガイドブックの作成

「わくわく」プロジェクト（三世代交流事業）

- ・ガイドブックを活用した、地域を「歩こう会」（三世代交流事業）等の実施。



（組織図）

まちづくり協議会

わくわく部会

若部会

誰もがいつまでも住み続けられるまち部会

大町応援部会

百姓屋部会

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1 ア) 目的や課題の共有 イ) 既存のネットワークの活用 オ) 若い世代との連携
カ) 学び続ける姿勢
- 2 ウ) 人材の発掘・育成 エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
キ) 次世代を担う人材育成

大町まちづくり協議会
淡路市大町上485-1
TEL 0799-62-0316

いつだって、明日への“ときめき”を忘れない シニアのための「学びの場」

キーワード /生涯学習の場/地域づくり/人づくり/学びと活動をつなぐ・支える

取組内容

2年制講座「阪神ひと・まち創造講座」

*他、4年制の「園芸」・「健康」・「国際理解」学科があります。

- ・神戸・阪神地域の歴史、文化、産業、自然などを学ぶ。
- ・地域社会における人間関係のあり方や様々な地域活動について学ぶ。
- ・実際に地域活動を行う。

地域活動支援センター

- ・カレッジの学生や卒業生が行う地域活動、ボランティア活動、コミュニティビジネスなどをサポートする。（R4 33グループが登録）



（1年生：阪神ひと・まち創造講座
（人間関係づくりトレーニングⅢ）

部活動・サークル活動

- ・カレッジの学生が自由に選択して参加することができ、毎年10月に文化祭を開催。（テニス・グラウンドゴルフ・健康体操・パソコン・写真・書道・川柳・歴史探訪等（R4は27クラブ））

シニアカレッジでの学び
ひとづくり・まちづくり
園芸・健康・国際理解



地域での活動

活動したい方を支える仕組み

- ・地域活動支援センター
- ・部活動・サークル活動

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

詳細情報

- 1 ア) 目的や課題の共有 カ) 学び続ける姿勢 キ) 専門機関等との連携
- 2 ア) 必要な資質の確認 イ) 必要なスキルの確認 ウ) 人材の発掘・育成
エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定） オ) 必要なスキルの習得

阪神シニアカレッジ
宝塚市東洋町2番5号
0797-26-8001



若者世代による環境活動の活性化を通じた、将来社会の担い手育成

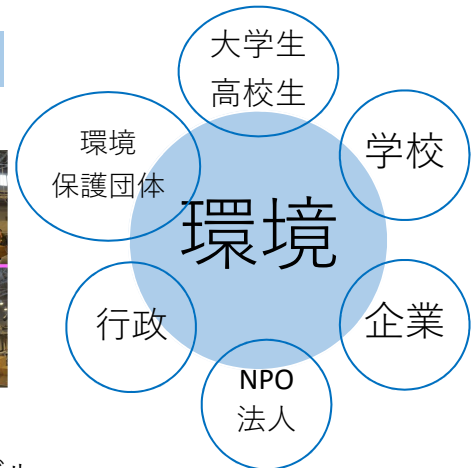
キーワード / 環境/若者世代/ファシリテーション/次世代につなぐ/

取組内容

学生の企画・運営による、
環境活動の活性化を目的
としたフォーラムの開催

多様な団体等による実践発表

グループディスカッション



全体コーディネーターと（大学准教授）と、各グループのテーブル
ファシリテーターの進行により、「自分たちに何ができるか」について、
様々な立場の参加者で構成されるグループ協議。

楽しく脱炭素社会
～自分達ができることを考えよう～

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 1 ア)目的や課題の共有
カ)学び続ける姿勢 | イ)既存のネットワークの活用
キ)専門機関等との連携 | オ)若い世代との連携 |
| 2 ウ)人材の発掘・育成
オ)必要なスキルの習得 | エ)関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
カ)OJTの活用 | キ)次世代を担う人材育成 |

兵庫県環境部
環境政策課政策班
（学習・活動支援担当）
078-362-3156



詳細情報

淡路島から地域と若者の可能性を広げるプロジェクトの創出

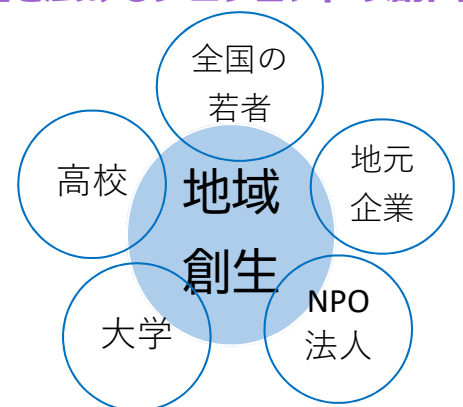
キーワード / 共創/若者世代/地域資源/人材育成

取組内容

地域と若者の可能性を広げるプロジェクトの創出

・若者（インターン生）のアイデアを取り入れた地元企業における
新たな取組による、新たな価値の創造

例【農地×運動×福祉】プロジェクト
子どもも大人も、地域内外の人、障がいも関係なく、
いろんな人が交じり合う「公園」のような農地づくり



地域×若者×0→1

資源あふれる
挑戦の場
次の時代への
エネルギー
今までにない
ものをつくる

・地域貢献に取り組む地元企業を通じた、高校生の学びを
若者（インターン生）が支える取組

・高校生とともに、若者が「地域」について考え、「自分」を知るきっかけづくり。

参考となるポイント（数字・文字は本文に対応）

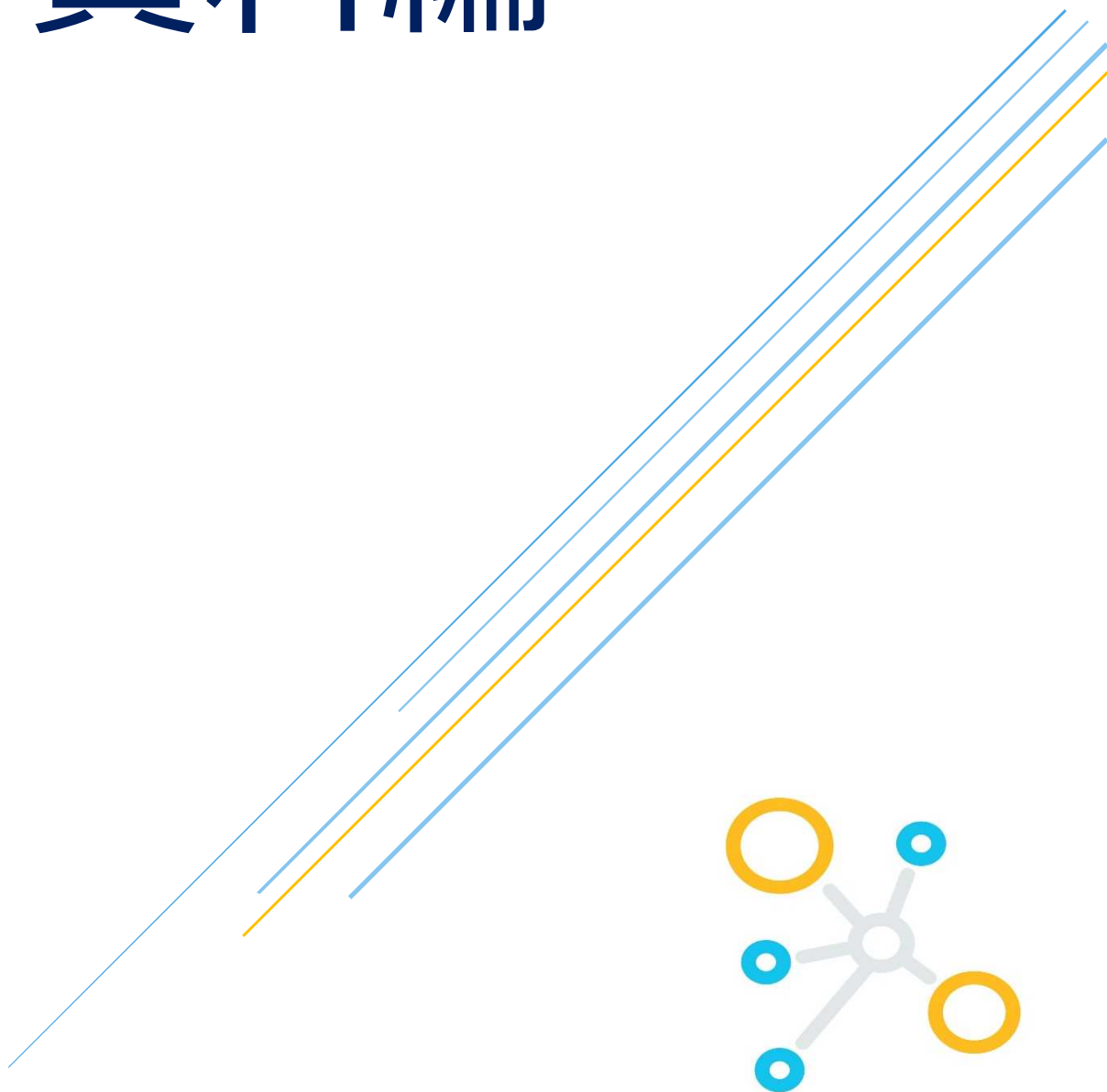
- | | | |
|-------------------------------|--|-------------------|
| 1 ア) 目的や課題の共有
オ) 若い世代との連携 | イ) 既存のネットワークの活用
ク) ICT機器の活用 | ウ) 新たな考え方によるアプローチ |
| 2 ウ) 人材の発掘・育成
オ) 必要なスキルの習得 | エ) 関わろうとする人への支援（関われる場の設定）
カ) OJTの活用 | キ) 次世代を担う人材育成 |

詳細情報

淡路ラボ
淡路市志筑1721-1
0799-64-7766



資料編



「新たな生涯学習・社会教育の展開」～学びを充実させるためのネットワークのあり方～

第 37 期兵庫県社会教育委員会議 審議報告

資料編

兵庫県社会教育委員審議について …… 資1

中央教育審議会生涯学習審議会(第9期～第11期)資料 …… 資3

- ・ 平成30年12月 第9期「答申」
「人口減少時代の新しい地域作りに向けた社会教育の振興方策について」
- ・ 令和2年9月 第10期「議論の整理」
「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」
- ・ 令和4年8月 第11期「議論の整理」
「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育」
- ・ ウェルビーイングについて(第11期「議論の整理」参考資料より)

リカレント教育(文部科学省関係)資料 …… 資8

地域における多文化共生推進プラン …… 資10

障害者活躍推進プラン …… 資12

コミュニティ・スクール関係資料 …… 資13

- ・ 平成27年12月 中央教育審議会「答申」
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・ 令和4年3月14日 コミュニティ・スクールのあり方に関する検討会議 最終まとめ
「学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現」

資料編（兵庫県関係）

県民モニター臨時アンケート調査結果（令和2年9月） …… 資16

- ・ 今般のコロナ禍の影響と今後の展望

ひょうごビジョン 2050（令和4年3月） …… 資20

県民ボランティア活動関係資料 …… 資23

- ・ 令和2年3月
第9回県民ボランティア活動実態調査報告書（令和元年8月調査）
- ・ 平成12年策定・令和3年4月改定
県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針

兵庫県社会教育委員会議運営要綱 …… 資29

第37期兵庫県社会教育委員会議の専門部会の構成 …… 資30

及び委員名簿

兵庫県社会教育委員会議における審議について

期	年度	審議内容（テーマ）			
32	H23～H24	豊かな人間関係を育む地域社会の創造に向けた社会教育のあり方 ～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会に関わる～ (H25.5 審議報告) 地域を支える 「人づくり」 社会教育を行う場 の整備 家庭・地域・学校の 連携の促進			
33	H25～H26	第 32 期審議報告に基づき、社会教育事業の視察・助言			
34	H27～H28				
35	H29～H30	多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方 (H31.4 審議報告) 多様な人々と 共に生きる学び 地域社会で 「育み活かす」学び 新たな時代の 道標となる学び			
36	R1～R2	新たな生涯学習・社会教育の展開 ～ネットワーク型行政の実質化に向けて～ (R3.3 中間報告) 【課題の整理・事例研究】 ・「乳幼児期の学び」を支える連携 ・「家庭教育」との連携 ・「社会教育」と「学校教育」の連携 ・「生涯学習」に関する事業との一体的連携 ・「ネットワーク型行政の実質化」に向けた新たな仕組みづくり ・「ポストコロナ」に向けた新たな社会教育の在り方の検討 ・ 学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用 ・ 新しい技術を活用した「つながり」の拡大 ・ 学びの活動の循環・拡大 ・ SDGs の理解・促進			
37	R3～R4				
	R5.3 審議報告	「新たな生涯学習・社会教育の展開」 ～学びを充実させるネットワークのあり方～ (R5.3審議報告) <table><tr><th>学びの充実</th><th>人材育成</th></tr><tr><td> ・ 目的や課題の共有 ・ 既存のネットワークの活用 ・ 新たな考え方によるアプローチ ・ 評価・検証する仕組みづくり ・ 若い世代との連携 ・ 学び続ける姿勢 ・ 専門機関等との連携 ・ ICT 機器の活用 </td><td> ・ 必要な資質、スキルの確認 ・ 人材の発掘・育成 ・ 関わろうとする方への支援 ・ 必要なスキルの習得 ・ OJT の活用 ・ 次世代を担う人材の育成 </td></tr></table>	学びの充実	人材育成	・ 目的や課題の共有 ・ 既存のネットワークの活用 ・ 新たな考え方によるアプローチ ・ 評価・検証する仕組みづくり ・ 若い世代との連携 ・ 学び続ける姿勢 ・ 専門機関等との連携 ・ ICT 機器の活用
学びの充実	人材育成				
・ 目的や課題の共有 ・ 既存のネットワークの活用 ・ 新たな考え方によるアプローチ ・ 評価・検証する仕組みづくり ・ 若い世代との連携 ・ 学び続ける姿勢 ・ 専門機関等との連携 ・ ICT 機器の活用	・ 必要な資質、スキルの確認 ・ 人材の発掘・育成 ・ 関わろうとする方への支援 ・ 必要なスキルの習得 ・ OJT の活用 ・ 次世代を担う人材の育成				

第 37 期 兵庫県社会教育委員会議 審議経過

会議名	開催日	会議の内容等
第 1 回 全体会議	令和 3 年 10 月 6 日（水）	・ 審議報告の作成について ・ 令和 3 年度社会教育・生涯学習関連事業について
①専門部会	11 月 18 日（木）	・ 審議報告の原案作成について（第 2 部会）
②専門部会	11 月 19 日（金）	・ 事業視察（第 3 部会）
③専門部会	12 月 17 日（金）	・ 事業視察（第 3 部会）
第 2 回 全体会議	12 月 27 日（月）	・ 審議報告の内容について
④専門部会	令和 4 年 2 月 10 日（木）	・ 審議報告の原案作成について（第 2 部会）
第 3 回 全体会議	3 月 25 日（金）	・ 審議報告（骨子案）の作成について ・ 令和 4 年度社会教育・生涯学習関連事業について
⑤専門部会	9 月 9 日（金）	・ 審議報告の原案作成について（第 2 部会）
⑥専門部会	9 月 14 日（水）	・ 事業視察（第 3 部会）
⑦専門部会	9 月 28 日（水）	・ 事業視察（第 3 部会）
⑧専門部会	10 月 7 日（金）	・ 審議報告の原案作成について（第 2 部会）
第 4 回 全体会議	10 月 24 日（月）	・ 審議報告（案）の内容について
第 5 回 全体会議	11 月 18 日（金）	・ 審議報告（案）の原案作成 ・ 審議報告の活用について
⑨専門部会 （書面審議）	令和 5 年 3 月 8 日（水） ～ 3 月 15 日（水）	・ 審議報告（概要版）及び活用（案）について （第 2 部会）
第 6 回 全体会議	3 月 24 日（金）	・ 審議報告（最終案）について ・ 審議報告の活用について ・ 令和 5 年度社会教育・生涯学習関連事業について

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

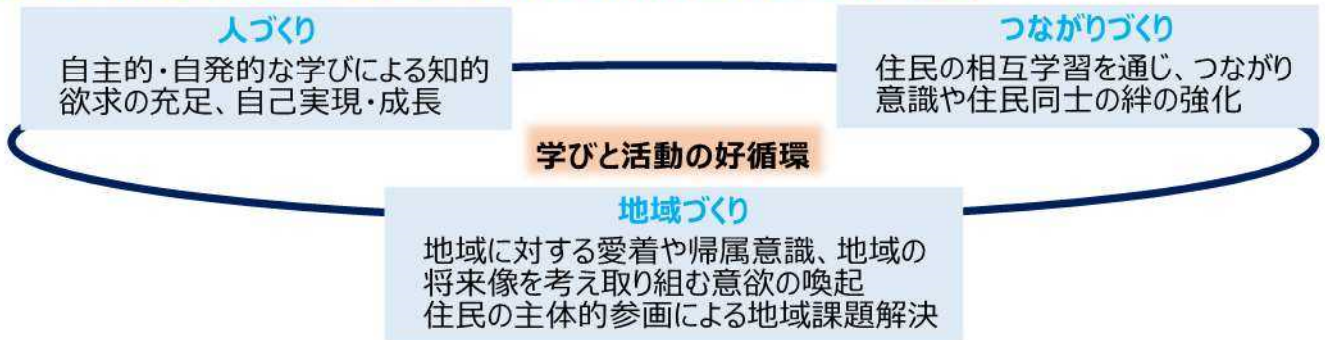
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結せず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わり方の動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

社会的包摂の実現

- ・地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくっていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。
- ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。

人生100年時代と生涯学習・社会教育

- ・マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。

Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。
⇒新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。
- ・ICT機器を利用できる者とできない者の格差(デジタル・ディバイド)の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

地域活性化の推進

- ・地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

- ・子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて

新しい時代の学びの在り方

- ・いわゆる講義形式で知識をインプットする「学び」だけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな考えを創造するといったことも「学び」の重要な要素となる。
- ・様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待される。
- ・新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。

「命を守る」生涯学習・社会教育

- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実が、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結する。
- ・「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。
⇒学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

推進のための方策

学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用

- ・社会教育士の取組事例や成果を具体的に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。
- ・多様な人材が社会教育主事講習を受講できるよう、オンライン等による受講機会の確保などの条件整備が求められる。

新しい技術を活用した「つながり」の拡大

- ・MOOCや放送大学などの積極的な活用をこれまで以上に推進していくこと。
- ・社会教育施設におけるICT環境の整備推進のため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らした取組を促進すること。
- ・デジタル・ディバイド解消のため、社会教育施設等でのICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。

学びと活動の循環・拡大

- ・生涯学習の分野におけるICT等を活用した学習履歴の可視化について推進方策を検討すること。
- ・より多くの人たちが自主的に学びの活動に参画するような工夫として、ボランティア活動をポイント化し、それを地域での購買や学校等への寄附に利用できるようにするといった特色のある取組を推進していくこと。

個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進

- ・大学や専門学校等と産業界が連携した実践的な教育プログラムを開発・拡充すること。
- ・大学や専門学校等における遠隔授業のリカレント教育への活用を積極的に推進すること。

各地の優れた取組の支援と全国展開

- ・先進的な事例等のわかりやすい形での情報提供や、関係者がノウハウ等を共有する機会を充実すること。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバйд解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ＋ 周囲の「場」のよい状態

<生涯学習>

「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習

<社会教育>

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバйд解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

＋
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ **地域コミュニティの基盤に**
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバйдの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ **国民全体のデジタルリテラシー向上へ**
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、**社会教育士に係る制度の在り方を検討**（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・ **コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速**
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、**社会教育関係団体等と積極的に連携**

リカレント教育の推進

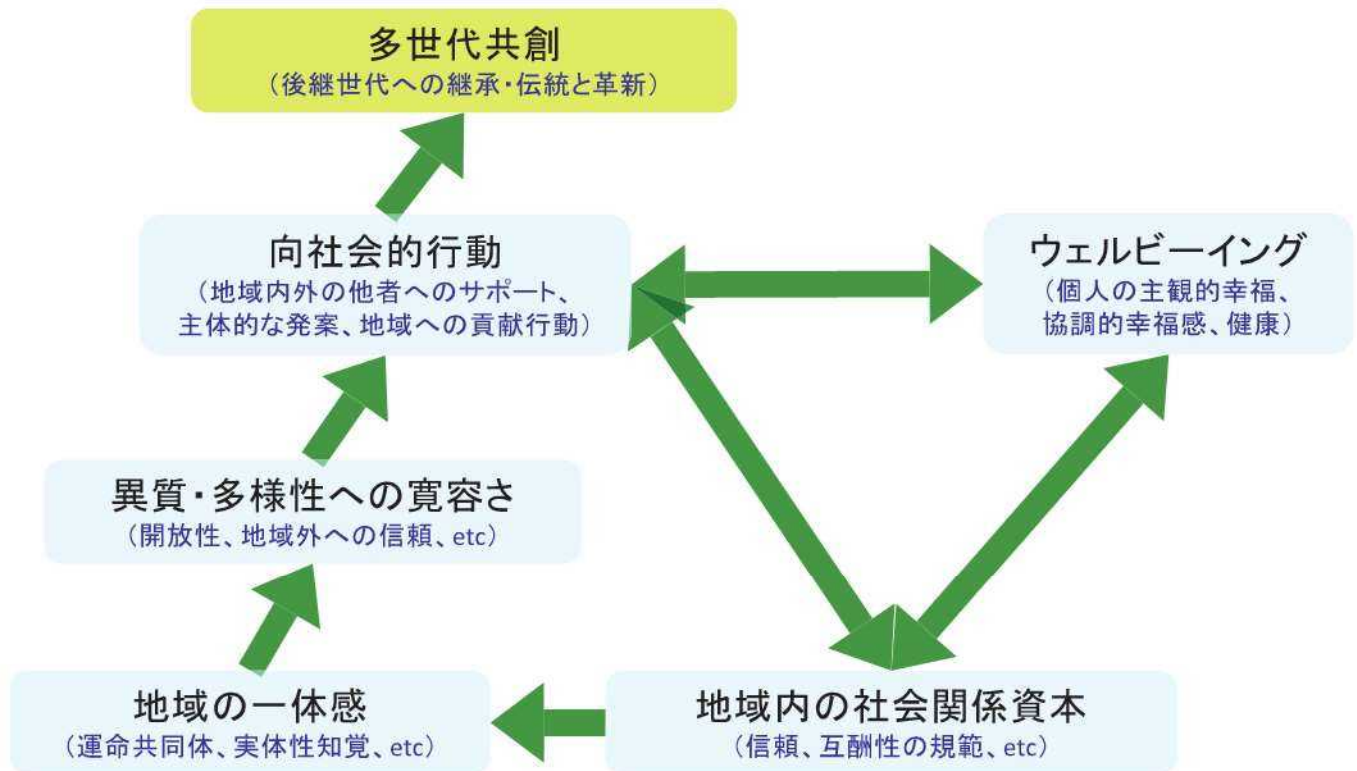
- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

よりよい場の状態と個人のウェルビーイングが循環する

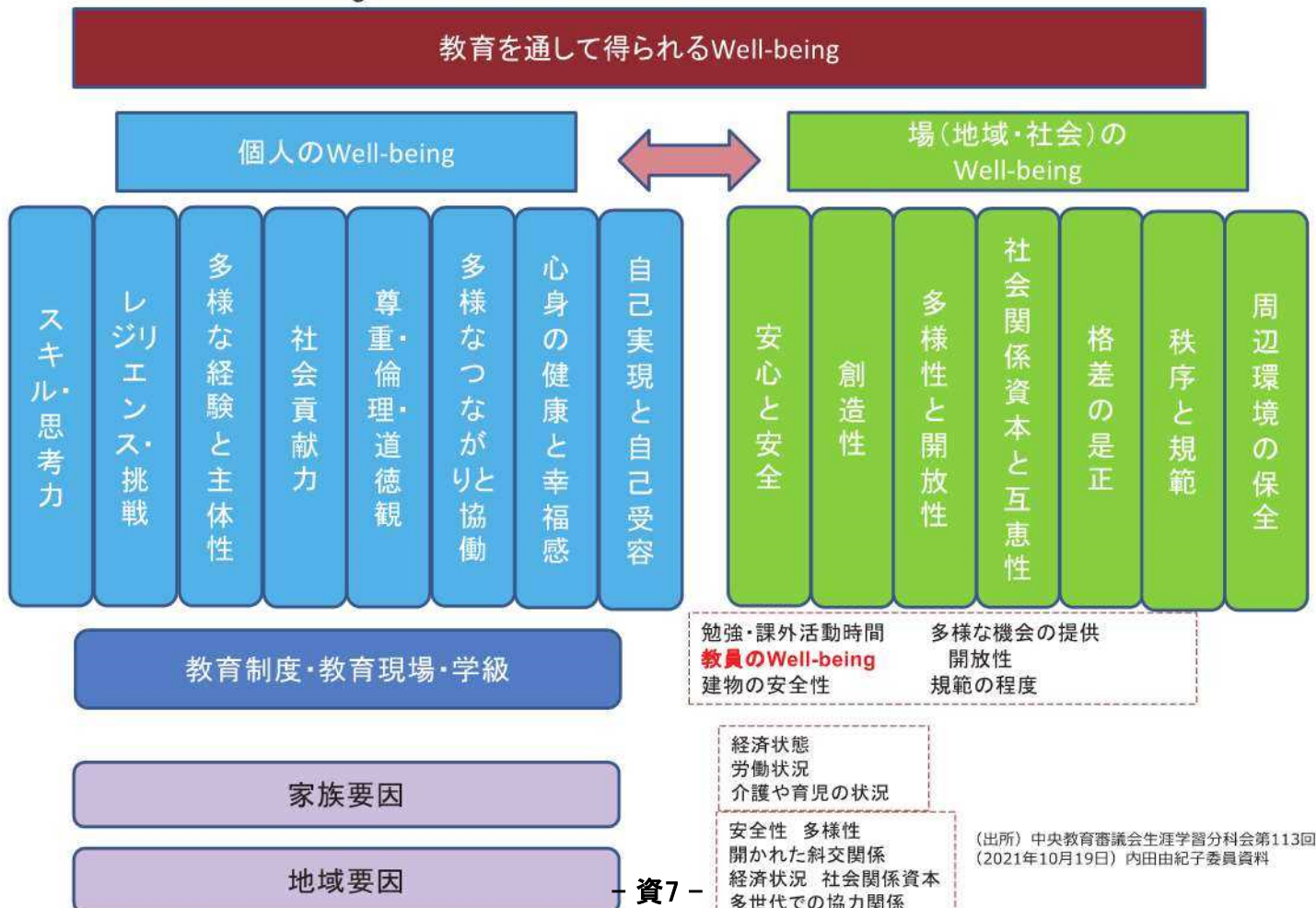


JST RISTEX 持続可能な多世代共創社会のデザイン

「地域の幸福の多面的側面の測定と持続可能な多世代共創社会に向けての実践的フィードバック」(代表: 内田由紀子) 報告書より 一部改変

(出所) 中央教育審議会生涯学習分科会第113回 (2021年10月19日) 内田由紀子委員資料

日本型の教育とWell-beingのコンセプトならびに指標化



(出所) 中央教育審議会生涯学習分科会第113回 (2021年10月19日) 内田由紀子委員資料

リカレント教育の必要性

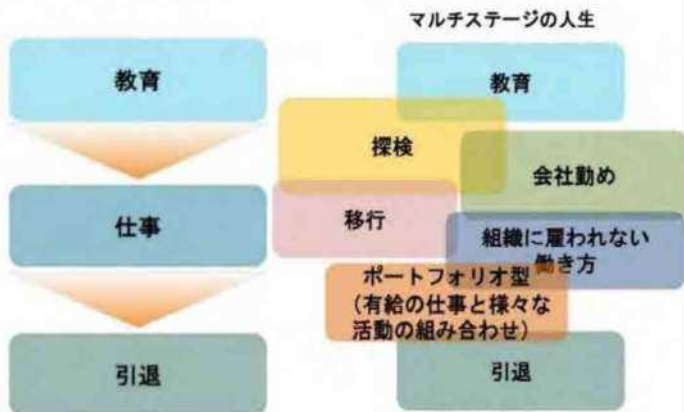
○人生100年時代においては、教育、雇用、退職後という伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていく。
○2030年頃は、IoTやビッグデータ、人工知能等の技術革新が一層進展(第4次産業革命)し、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会「Society5.0」の到来が予想

背景

◆人生100年時代の到来

- 3ステージの人生モデルからマルチステージのモデルに変わっていく。

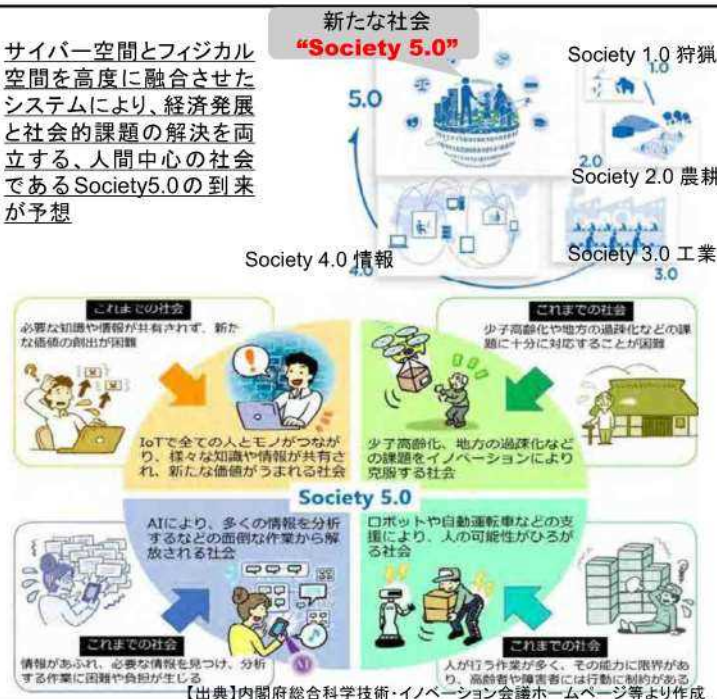
3ステージのモデル



(出典) 平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

◆Society5.0の到来

- サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会であるSociety5.0の到来が予想



令和2年4月文部科学省説明資料より抜粋

誰もがいくつになっても学び直し、活躍することができる社会の実現に向けて、関係省庁が連携してリカレント教育を一層推進するとともに、転職や復職、起業等を円滑に成し遂げられる社会を構築していく必要性

リカレント教育の充実に関する関係省庁の施策

関係省庁の役割分担の下、各施策を有機的に連携・充実し、個人のキャリアアップ・キャリアチェンジ、企業の競争力向上に資するリカレントプログラムの開発・展開を促進。

労働者・求職者の職業の安定に資するための職業能力開発、環境整備のための支援

厚生労働省

- 一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択の支援
 - ・キャリアコンサルティングの充実(「セルフ・キャリアドック」導入支援等)
- 労働者・求職者のリカレント教育機会の充実
 - ・IT理解・活用力習得のための職業訓練の開発・実施
 - ・雇用保険に加入できない短時間労働者等への職業訓練コースの充実、訓練時間の下限見直し
 - ・企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練への助成
 - ・教育訓練給付の拡充(専門実践教育訓練給付の対象講座拡大、特定一般教育訓練についての指定基準の創設)
 - ・教育訓練の指導人材の育成
- 学び直しに資する環境の更なる整備
 - ・長期の教育訓練休暇制度を導入した企業への助成
 - ・新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発等
- 転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立
 - ・「年齢にかかわらず転職・再就職の受入れ促進のための指針」策定

我が国の競争力強化に向けた環境・機運の醸成

経済産業省

- 価値創出の源泉である人材力の強化・最適活用の実現
 - ・「人生100年時代の社会人基礎力」の策定
 - ・中小企業における海外展開を担う人材の育成を支援
 - ・社会課題の解決を通じた実践的能力開発プログラムの開発
- IT・IT利活用分野の拡充支援
 - ・IT人材育成・スキル転換促進(第四次産業革命スキル習得講座認定制度の大臣認定講座数の拡充)
 - ・ITスキル評価のための国家試験の実施等

実践的な能力・スキルの習得のための大学・専修学校等を活用したリカレント教育プログラムの充実

文部科学省

- 大学・専修学校等の教育機関における「リカレントプログラム」の拡充に向けた支援
 - ・産学連携による実践的なプログラム開発支援(短期、オンライン含む)
 - ・実務家教員やリカレント教育推進のための専門人材の育成
 - ・実践的短期プログラムに対する大臣認定の促進(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム)等
- リカレント教育推進のための学習基盤の整備
 - ・女性のキャリアアップに向けた学び直しとキャリア形成の一体的支援
 - ・社会人向け講座情報へのアクセス改善等

社会人の学び直しに関する提言等①

◆経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～ (令和元年6月21日閣議決定)

令和2年4月文部科学省説明資料より抜粋

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑥ リカレント教育

社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応して大学や専修学校等のリカレント教育を拡大する。このため、大学・大学院等において、産業界との連携・接続を強化し、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直す機会を拡充するとともに、戦略的な広報の実施等により、2019年10月から拡充される教育訓練給付の活用を進め、3年以内に教育訓練給付受給者の倍増を目指す。特定の職業分野への就職など幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた産学官連携による実践的な出口一体型のリカレント教育を推進し、地方の労働力不足解消や都市から地方への新しい人の流れにつなげる。ICT人材など社会が求める人材の育成を推進するため、e-ラーニング等を活用したリカレント教育を進める。その際、関係府省庁の連携を強化するとともに、民間企業等の知見・ノウハウを最大限活用する。

リカレント教育の中核を担う実務家教員を育成する。プログラムのコーディネートから受講の成果を就業につなげるまでのキャリア支援を総合的に行うことができる専門人材の育成を進める。

社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。

(3) 所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

(i) 相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

○きめ細かな伴奏支援型の就職相談体制の確立

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴奏型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

11

社会人の学び直しに関する提言等②

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

◆成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)

I. Society5.0の実現

9. Society5.0時代に向けた人材育成

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。⇒ 2016年度：約50万人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 大学等における人材育成

・大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCsや放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために2019年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(5) 地方創生を担う人材・組織の育成

◎将来の「地元」を担う人材育成の基盤の強化

・大学が地方公共団体や産業界と組織的に連携し、地域のシンクタンクとして機能する取組や、地域課題解決を担う人材育成に向けたリカレント教育のための取組のほか、高校生に対する教育への協力などの高大連携の取組を推進する。

「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント

1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生（注）の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
 - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、今回改訂
- ※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1 参照】

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント【別紙2 参照】

①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築
- ・ICTを積極的に活用し、行政・生活情報の多言語化を推進
- ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた日本語教育を推進
- ・災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備

②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進
- ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する留学生の地域における就職を促進

③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進

④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人人材受入れの実現

- ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人人材の受入れ環境を整備

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

旧プラン (2006年)

【背景・趣旨】

○日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。

○都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【施策】

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住 教育
労働環境 医療・保健・福祉
防災

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

【背景・趣旨】

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。

○社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。

- (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人人材受入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保 適正な労働環境の確保 災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
住宅確保のための支援 感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

趣旨

◆ 共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

1 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組＜実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等＞
- ② 法定雇用率の達成に向けた採用の取組＜ブレ雇用、ステップアップ制度の導入等＞
- ③ 職場定着し活躍できる職場環境作りの取組＜職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤等の人事管理面での配慮＞

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞
- ② コンファレンスの実施＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所ですポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすいさの向上＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

7 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】 ～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ① 大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ② 障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③ 学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④ 大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

2 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
- ② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生への支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に関わった教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**(校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見)は引き続き備えることとした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、**地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆ 国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全体的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆ 地域と学校がパートナーとして、**共に子供を育て、共に地域を創る**という理念に立ち、**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる**ことが必要。
- ◆ 地域と学校が**連携・協働**して、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動**を「**地域学校協働活動**」として積極的に推進することが必要。
- ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「**連携・協働**」、個別の活動から「**総合化・ネットワーク化**」を目指す**新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展**させていくことが必要。
- ◆ 地域学校協働本部には、①**コーディネート機能**、②**多様な活動**(より多くの地域住民の参画)、③**持続的な活動の3要素が必須**。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆ 都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、**地域学校協働活動を積極的に推進**。国はそれを総合的に支援。
- ◆ 地域住民や学校との連絡調整を行う「**地域コーディネーター**」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「**統括的なコーディネーター**」の**配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)**が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆ 国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、**制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要**。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援等
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進等
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆ コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が**相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要**であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

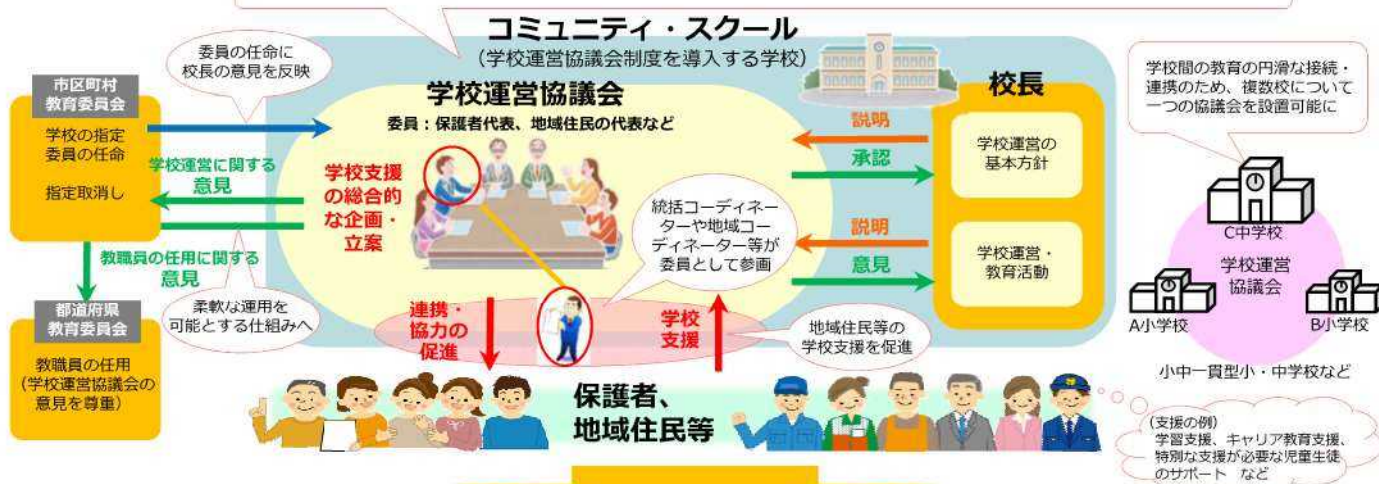
- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『**地域とともにある学校**』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する**観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

基本的な
方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

＜見直しのイメージ＞

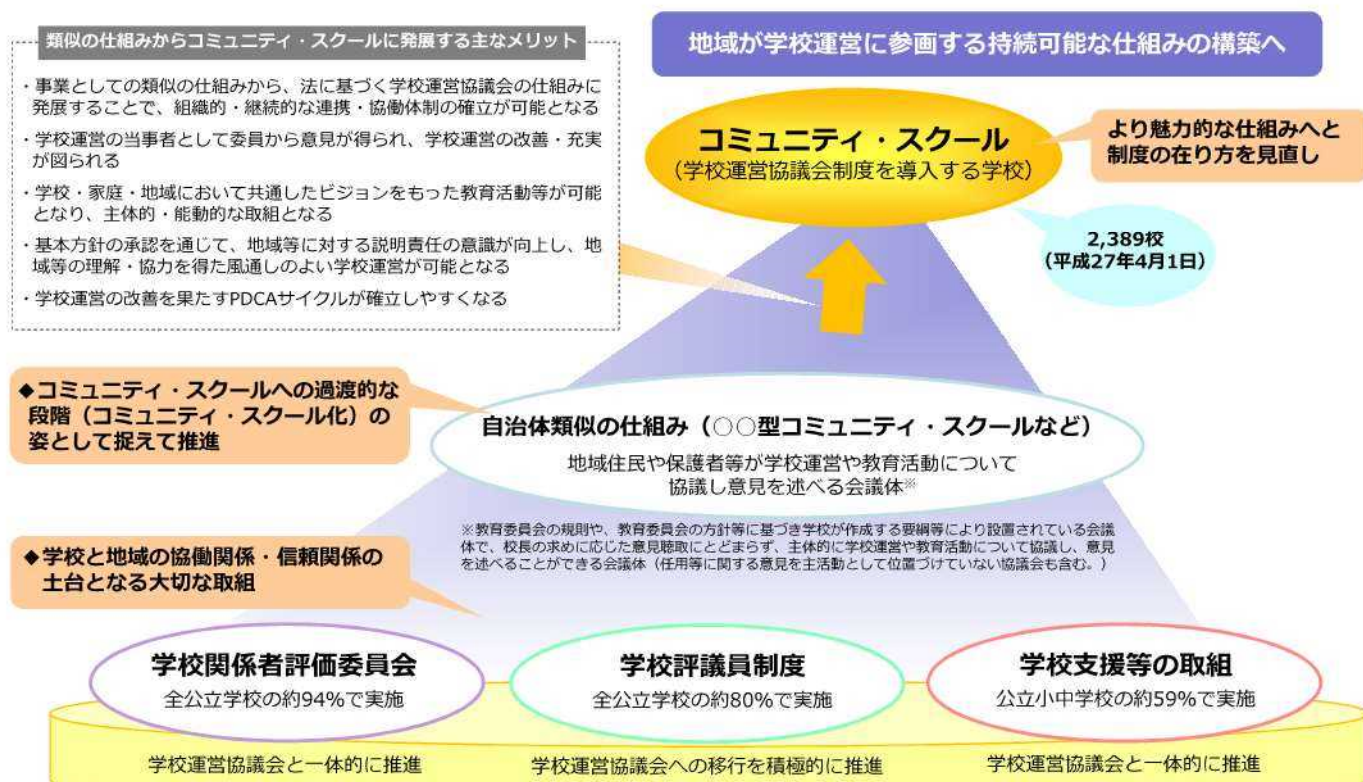
学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



制度的
位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指す**べきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。**

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)



学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）

令和4年3月14日

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目標として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） ➡ 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） ➡ 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、**教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人选

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるブッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、**地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

県民モニター臨時アンケート調査結果

－ 今般のコロナ禍の影響と今後の展望 －

2020 年 9 月

兵 庫 県

I 結果要旨

兵庫県では「ポストコロナ社会」のあり方を考える基礎資料とするため、県民モニターを対象に、一般のコロナ禍の影響と今後の展望について、自由記述を中心とする臨時アンケート調査を実施した。

1 調査概要

- 1 調査対象：県民モニター 2,130 人
- 2 調査期間：令和 2 年 6 月 9 日（火）～6 月 22 日（月）
- 3 調査方法：県ホームページ上のアンケートフォームに入力
- 4 回答者数：1,250 人（回答率 58.7%）

※回答者の属性（性別、年代別、職業別、地域別）は県民モニター登録情報より識別

- 5 調査項目：「生活への影響（問 1）」「社会のあり方（問 2）」「自由記述（問 3）」の 3 問で構成

問 1 今回の事態は、あなたの生活にどの程度変化を与えたか。また、どのような変化があったか。

- 1－1 あなたの日常生活（買い物、子どもの世話、通院など）
- 1－2 あなたとあなたの家族の関係
- 1－3 あなたのお勤め先、自営業の状況
- 1－4 あなたの日々の働き方
- 1－5 あなたの時間の過ごし方（お仕事以外の活動、余暇等）
- 1－6 その他

○上記の 1－6 を除く 5 項目について、それぞれ変化の大きさを以下の 5 択から一つ選択

- ①マイナスに大きく変化した
- ②マイナスに少し変化した
- ③ほとんど変化しなかった
- ④プラスに少し変化した
- ⑤プラスに大きく変化した

○上記の 6 項目について、それぞれ変化の具体的な状況を自由記述（300 字以内）

問 2－1 今回の事態を受けて、社会のあり方は変わるべきだと思うか。

○以下の 4 択から一つ選択

- ①大いに変わるべき
- ②多少は変わるべき
- ③どちらともいえない
- ④特に変わる必要はない

問 2－2 社会のあり方として、特に変わる必要があると思うものは何か。

○何について（項目名：10 字以内）、どのような方向に変わるべきか（具体的な方向性：300 字以内）を 3 項目まで自由記述

問 3 その他、このコロナ危機の中で考えたこと、感じたことを自由記述（300 字以内）

2 結果概要

自由記述を中心とした調査に対し、県民モニター1,250 人から多くの意見が寄せられた。今回の事態が県民生活に与えた影響を今後の県政に生かすため、テキストマイニングの手法も活用し、膨大な意見の中から浮かび上がってくる課題や今後の方向性を考察する形で調査結果を取りまとめた。

問1 生活への影響

<ポイント>

- ✓ 外出を伴う活動が難しくなった結果、県全域において県民生活に大きなマイナス変化があった。
- ✓ 家族との関係では、離れて暮らす家族との関係にマイナスの影響が及んだが、同居する家族とは一緒に過ごす時間や会話などふれあう時間が増えた。
- ✓ 仕事の関係では、多くの業種で減収になった一方、IT や食品関連など一部業種で需要が拡大した。また、初めてテレワークを経験した人から「生活の質が向上した」と前向きな評価が聞かれた。
- ✓ 旅行や趣味の活動が難しくなった一方で、自宅で読書や片付けを行うほか、オンライン会議ツールを活用して家族や友人とコミュニケーションを取るようになったとの声もあった。思いがけず生じた空き時間を有意義に活用しようと模索した様子が浮かび上がってくる。

<設問別のポイント>

1-1 あなたの日常生活（買い物、子どもの世話、通院など）

- ・「マイナスに変化」が圧倒的に多い（72.5%）。「プラスに変化」は7.8%、「変化なし」は19.7%。
- ・地域によって差があり、「マイナス変化」が神戸、阪神等の都市部で多く、地方部で少ない傾向。
- ・多くの県民が不便な生活を強いられたが、自分の生活を見直す機会にもなった様子が窺われる。

1-2 あなたとあなたの家族の関係

- ・「マイナスに変化」が多い（52.8%）が、「変化なし」も多い（35.8%）。「プラスに変化」は11.4%。
- ・年代によって差があり、子世帯と離れて暮らす高齢者の影響で「マイナス変化」が年齢と共に上昇。
- ・離れて暮らす家族と会えない辛さがあった一方、同居する家族との絆が深まった様子が窺われる。

1-3 あなたのお勤め先、自営業の状況 ※企業等勤務と自営業等の710名が回答

- ・「マイナスに変化」が多い（61.4%）が、「変化なし」も多い（32.8%）。「プラスに変化」は5.8%。
- ・職業によって差があり、「マイナス変化」は自営業で多く、公務員で少ない。
- ・多くの業種で減収になったが、情報通信や食品関連など需要が増加した業種も一定存在。

1-4 あなたの日々の働き方 ※企業等勤務と自営業等の766名が回答

- ・「マイナスに変化」が多い（48.2%）が、「変化なし」も多い（38.8%）。「プラスに変化」は13.0%。
- ・職業によって差があり、「マイナス変化」が多いのは自営業。「プラス変化」が多いのは会社員。
- ・テレワークを経験した人からの前向きな評価が際立つ。働き方を見直す契機になったことは確か。

1-5 あなたの時間の過ごし方（お仕事以外の活動、余暇等）

- ・「マイナスに変化」が多い（62.0%）。「プラスに変化」は17.4%。「変化なし」は20.6%。
- ・性別で差があり、「プラス変化」は女性が多い。
- ・外出抑制のストレスの大きさが窺われる一方、自宅で有意義に時間を過ごした人も相当数存在。

1-6 その他

- ・感染防止対策を行いつつ、新しい生活様式を模索する動きが広がったことが窺われる。

問2 社会のあり方

<社会のあり方は変わるべきか（4択）>

✓ 今回の事態を受けて「社会は変わるべき」と回答者の約9割が回答

- ・女性の方が「変わるべき」との思いが強い。特に「働き方」の変革を求める人が多い。
- ・年代別では若い世代ほど「大いに変わるべき」との回答が多い傾向。
- ・全職種で「変わるべき」が多数。「公務員」や「会社経営・役員」は慎重姿勢。
- ・地域別では「変わるべき」の回答が都市的地域で多く、多自然地域で少ない傾向。

<特に変わる必要があると思うものは何か（自由記述）>

- ✓ 意見数が多かった上位10項目は、多い順に「働き方」「感染症対策」「政治・行政」「教育」「生活様式」「医療体制」「人口集中」「産業構造」「価値観」「通信環境」である。
- ✓ 「働き方」では、テレワークなど新しい働き方への変化を求める声が多数を占めた。特に、住む場所の自由度を高め、暮らしの幅を広げる働き方として、テレワークへの期待が高まっている。
- ✓ 「感染症対策」では、ワクチンの早期開発やPCR検査体制の拡充を求める声が多かった。また、活動自粛のマイナス面にもっと配慮すべきだったとの声もあった。
- ✓ 「政治・行政」では、行政の対策の分かりにくさやIT化の遅れに対する批判が多数あった。県に対しては、全県一律の対応への疑問や、首長のリーダーシップに期待する声が多く寄せられた。
- ✓ 「教育」では、学校教育のオンライン化を求める声が多かったが、一方で、教育格差の助長要因になり得るとの指摘もあった。9月入学を改めて真剣に検討すべきとの声もあった。
- ✓ 「生活様式」では、仕事中心のライフスタイルを見直すきっかけになったとの声が多く聞かれた。
- ✓ 「医療体制」では、本当に必要な人に対応するために無駄な医療を減らす必要があるとの声が多かった。また、病院に行かずに医療を受けられる環境の整備を求める声も多かった。
- ✓ 「人口集中」では、都市から地方への人口分散をこの機に進めるべきとの意見が多く聞かれたが、実効性のある施策なしでは分散は進まないといった意見も見られた。

問3 その他考えたこと、感じたこと

<ポイント>

- ✓ 元通りの生活を目指すのではなく新しいライフスタイルを模索すべき、今回の経験を未来の子どもたちのための糧としたい、といった未来志向の意見が寄せられた。
- ✓ あふれる情報の中で何を信じてよいのか戸惑い、正しい情報を見極める力の大切さを感じたなど、情報リテラシーを身につけることの重要性を指摘する声も多かった。
- ✓ 県に対しては、テレビで効果的に情報発信できるよう、報道の専門官を置くべきとの声も聞かれた。
- ✓ 感染者への誹謗中傷や医療従事者への差別など、社会の不寛容が目についたとの声も多かった。

（参考）テキストマイニングについて

- ・自由記述で得られた計約30万5千字を分析するため、大量の文字データから有用な情報を取り出す「テキストマイニング」の手法を活用。具体的には、樋口耕一立命館大学准教授が開発したソフト「KH Coder」を用いて、各問の頻出語句の抽出と、頻出語句のグルーピング（関係性の見える化）を行った。

【問合せ先】企画県民部ビジョン局ビジョン課 078-362-3072

HYOGO VISION 2050

ビジョンの必要性・展望年次

- 社会が大きく変化し、コロナ禍でも様々な課題が浮き彫りに
- 兵庫のめざす姿を指し示す新しいビジョンが求められている
- 次の世代が生きる30年先の2050年頃のめざす姿を描く

基本的な性格

- 県民が共にめざす姿を描くビジョン
- 県民が主役になり、地域から取り組むビジョン
- 変化を生み出し、成長するビジョン

県政上の位置づけ

- 県が進める政策の羅針盤として運用

1

めざす姿

2050年の兵庫の姿

誰もが希望を持って生きられる
一人ひとりの可能性が広がる
『躍動する兵庫』

包摂

×

挑戦

▼

躍動

5つのめざす社会

I 自分らしく生きられる社会

- ① 自由になる働き方
- ② 居場所のある社会
- ③ 世界へ広がる交流

II 新しいことに挑戦できる社会

- ④ みんなが学び続ける社会
- ⑤ わきあがる挑戦
- ⑥ わきたつ文化

III 誰も取り残されない社会

- ⑦ みんなが生きやすい地域
- ⑧ 安心して子育てできる社会
- ⑨ 安心して長生きできる社会

IV 自立した経済が息づく社会

- ⑩ 循環する地域経済
- ⑪ 進化する御食国
- ⑫ 活動を支える確かな基盤

V 生命の持続を先導する社会

- ⑬ カーボンニュートラルな暮らし
- ⑭ 分散して豊かに暮らす
- ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

大事にしたい マインドは 「開放性」

基本 姿勢

- 大きな**連携**の輪をつくる
- **試行錯誤**のプロセスを楽しむ
- 地球規模で考え、**足元**から行動する
- バーチャルを使いこなし、**リアル**を大切にする

動か す仕 組 み づ く り

各分野計画との接続強化

- 地域創生戦略をはじめ各分野計画を実行プログラムと位置付け

先導プロジェクトの推進

- 全県ビジョン実現に向けた重点プロジェクトを推進
- 地域ビジョン実現に向けたプロジェクトを企画・協議する場を各地に設置

県民の対話と学びの場づくり

- 県民が地域の未来を語り合い、考える場づくりを各地で展開

3

策定プロセス

県民と描いたビジョン

- ビジョンを語る会
- ビジョン出前講座
- 地域未来フォーラム
- オンラインでの意見交換
- グループインタビュー
- 個別ヒアリング
- 県民アンケート
- パブリック・コメント

- 市町ヒアリング ■ 県庁若手職員との意見交換 など

10,000名
を超える
県民の声



< 検討体制 >

- [全県ビジョン] 長期ビジョン審議会、新ビジョン企画委員会、将来構想研究会
- [地域ビジョン] 新地域ビジョン検討委員会、地域デザイン会議

二層構造のビジョン

各地域の新地域ビジョンの詳細は
ポータルサイト「ひょうごビジョン2050」へ



全県ビジョン
県全体の骨太な将来像

重点化
特色化

地域ビジョン
地域ならではの将来像

◀ 連携 ▶

市町の総合計画
市町毎の将来ビジョン

つながる、**たからじま**
～みんなで創るワクワク但馬～

光と水と緑でつなぐ元気西播磨

多様な地域に、個性（ひと）が
輝く中播磨

水辺・ものづくりのまちで
つながりワクワクする未来

人と自然の“環”が広がる淡路島
～「はじまりの島」からはじめらんか～

9つの地域の めざす姿



人と技術の力を活かした
自然の中での多彩な暮らしの
カタチの創造・発信

田園の恵みが生み出すこちよい
未来の暮らし
～ひょうごのハートランド・北播磨～

コ・クリエーション（共創）
が育む阪神地域

みんなの希望にフィット
するまち・神戸

5

県民が共有するビジョンに

ポータルサイト「ひょうごビジョン2050」

見て、読んで、共感し、行動につなげるビジョンにしたい。
ビジョンの背景にあるデータや県民の皆さんの声も掲載しています。

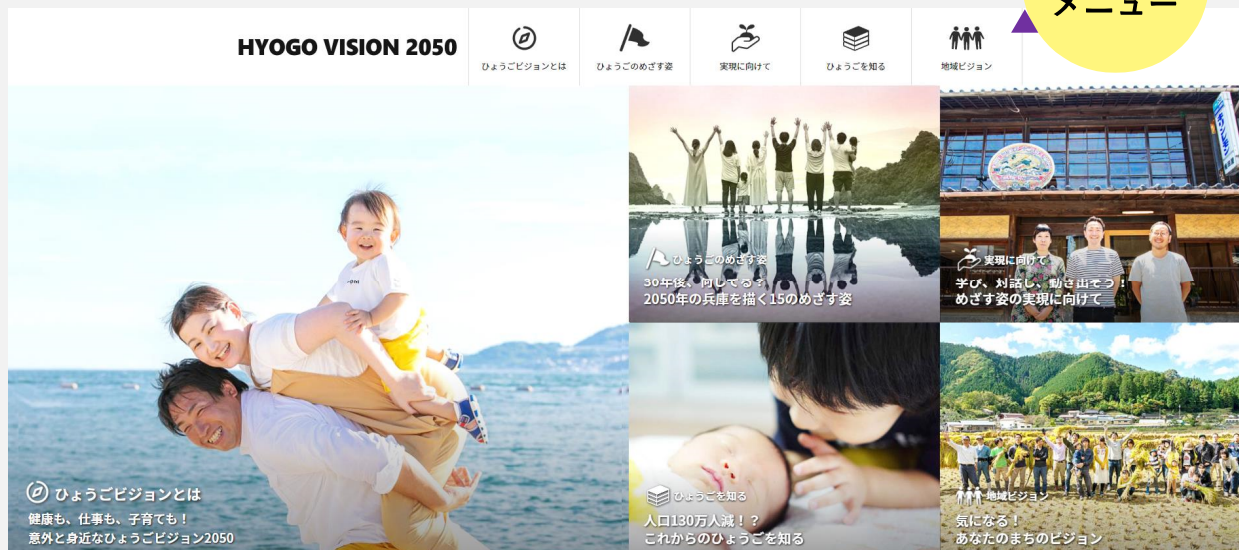
ひょうごビジョン

検索

<https://hyogo-vision.com/>



5つの
メニュー



県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針

平成 12 年 11 月策定

平成 28 年 4 月改定

令和 3 年 4 月改定

1 基本的な事項

(1) 基本方針の性格

「ボランティア元年」と言われた阪神・淡路大震災の年から 25 年の間に、県民ボランティア活動は、活動団体の増加、活動分野・活動範囲の広がりなど連携・協働の輪が量的・面的に拡大し、社会に広く根付いてきただけでなく、一定の役割を果たす存在となっている。また、親睦や交流の場の提供を通じた参加者の居場所づくりとしての機能は、活動者自身の自己実現の一端を担うとともに、社会的包摂の観点からも重要な役割を果たしている。

少子高齢化や人口減少が進展する中で、地域の課題解決や活性化のためには、公的領域と私的領域の中間に位置する公共的領域を県民の自発的・自律的な活動により担うボランティアセクターは、ますます重要になる。

こうした状況を踏まえ、今後の県民ボランティア活動を推進するための基本的な考え方を示す。

(2) 支援活動の範囲

① 県民ボランティア活動の広がりへの対応

公共的領域を担うボランティアセクターとして、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、今後とも県民ボランティア活動は、その活動主体や分野、範囲が広がっていくことが想定される。こうした多様な広がりに合わせて支援していく。

また、安心して生活できる地域社会を実現するために、県民が主体的・自律的に取り組む自助、行政が行う公助とともに、ボランティアや近隣の助け合い等による共助を組み合わせた仕組みを充実する。

② ボランティアセクター、行政が担うべき領域の整理

ボランティアセクターの担う公共的領域が今後とも拡大することを踏まえ、行政が担う基本的な役割である県民生活に欠かせない社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの範囲について、常に見直しを行っていく。

(3) 基本的な考え方

① 自発性・個別性などの尊重

県民ボランティア活動を行う県民や団体(以下、「活動団体等」という。)を支援するにあたっては、それらの自発性や自律性、個別性を尊重する。また、活動団体等が、社会情勢などの変化に伴う新しい課題について、先駆的、開拓的な活動を行っていることを認識しておく必要がある。

② ボランティアセクター、企業、行政における各主体の協力関係のあり方

県民に対する社会的なサービスを相互に補完し、相乗的に拡大していくためには、ボランティアセクター、企業、行政のそれぞれが成熟社会の担い手として自律し、相互に協力及び連携していくことが重要である。

県民により身近な市町との一層の連携を進めるとともに、広域性、専門性など県の特性を活かした支援を行う。

③ ひょうごボランティアプラザを中心とした支援の展開

県民ボランティア活動の全県支援拠点として整備したひょうごボランティアプラザを中心に、中間支援組織等と連携しながら、「交流・ネットワーク」「情報の提供・相談」「人材養成」「活動資金支援」「調査研究」「災害ボランティアの支援」に関する施策を効果的に実施する。

2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項

(1) 機会の提供に関する事項

県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がる機会の提供を行う。

① 気運の醸成

本来、県民ボランティア活動は自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかしながら、活動に関心があるものの、活動に参加したことのない者が依然として多い一方で、活動団体からは、新たな担い手を求める声が強くなっている。

このため、幅広い世代の県民一人一人がそれぞれに興味・関心を持ち、できる時にできる方法で気軽に参加でき、また、無理なく継続できるボランティア活動を見つけるきっかけとなる情報を、ICT等を活用した様々な媒体を通して提供するとともに、継続的な参加につなげる取組を支援する。

さらに、企業等が、地域社会の中で多様な主体と連携し、得意なことを活かして、県民ボランティア活動に積極的に取り組むことを推進する。県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。

② 有益な情報の提供

県民ボランティア活動に関する多様な分野の情報を、活動団体等に積極的に提供することが必要である。

このため、活動団体等の利便性に配慮しつつ、「行政や財団等における助成金や補助金制度、貸付制度や寄附などの資金調達の情報」、「安定した自主事業の創出に繋がる情報」、「他の活動団体等の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講座の人材育成の情報」その他県民ボランティア活動での課題解決に役立つ情報を提供する。

③ 情報の公開性向上と発信力強化の支援

活動団体の信頼を高め、活動の輪を広げるためには、その取組の方向、事業実施状況などの情報公開・発信が不可欠である。

このため、ＩＣＴ等を活用し、「団体情報」や「活動情報」の登録・情報公開・発信機能の充実・強化を図る。

④ 多様なニーズに応じた学習機会の確保

県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況により異なることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を確保していくことが必要である。

このため、学習機会を提供する様々な機関と連携しながら、県民ボランティア活動を行おうとする県民、あるいは活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な学習機会を体系的に提供する。

⑤ 交流・協働の促進

県民ボランティア活動への参加を希望する県民に対し、参加の機会を提供する。また、活動団体等相互の交流・協働とともに、ボランティアセクター、企業、行政の相互の交流・協働を図っていくことが必要である。

このため、活動団体等の交流イベントの開催などに対して支援する。また、地域や分野、課題ごとに、多様な主体が連携・協働して課題解決を図るため、ネットワークの仕組みやプラットフォームの構築、オンラインをはじめとしたＩＣＴの活用を支援するとともに、活動団体等の連携・協働などの支援を行う中間支援組織の充実強化を図る。

⑥ 学校等での体験機会の提供

県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義を有する。

このため、活動団体等と連携した社会体験教育など、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。

(2) 基盤の整備に関する事項

県民ボランティア活動が今後とも成熟社会に根づき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。

① 調査、研究等の推進

県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、ボランティアセクター、企業、行政の関係のあり方や、ボランティアセクターの充実に向けた支援などについて、中間支援組織等と連携しながら、調査、研究等を行う。

② 支援拠点の整備・ネットワーク化

活動の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するような環境づくりが必要である。

このため、市町等に対して、各地域における活動拠点として、公的施設を積極的に提供し、活動を支援するボランティア・市民活動支援センターの開設などを要請する。

また、ひょうごボランティアプラザと各地域の支援拠点との連携を推進するとともに、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。

③ リーダーやコーディネーターの養成

活動の安定と充実に向けては、事業の企画実施や合意形成支援、組織運営などに関する専門性の高い人材の育成が必要となっている。

このため、今後とも、中間支援組織等と連携しながら、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。

④ 実務のための支援

活動団体において生じる法律、会計や税務などの諸問題に対しては、各分野の専門家や中間支援組織等と連携しながら、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講座などの支援を行う。また、届出書等の行政手続きの見直しや、デジタル化の推進により、団体の実務軽減を支援する。

⑤ 財政的な支援

活動団体等の自発性や自律性を損なうことがないよう留意するとともに、時代のニー

ズを踏まえ、事業委託やひょうごボランティア基金などを活用した資金助成を行う。

また、各活動団体において独自に寄附金をはじめ活動資金を確保するよう助言を行うとともに、中間支援組織等と連携しながら寄附文化の醸成を図っていく。

⑥ 社会環境の整備

従業員が県民ボランティア活動に参加しやすく、気軽に活動できるよう、企業等に対して、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることについて理解を促し、ボランティア休暇制度の導入やボランティア保険の加入など活動に取り組みやすい環境整備に努めることを呼びかける。

⑦ 災害ボランティア活動を支える体制の整備

災害復旧・復興の各段階において、被災者に寄り添い、ニーズにきめ細かく対応する災害ボランティア活動は不可欠となっている。

このため、平時から、被災者ニーズに応じた活動が推進できる体制づくりや、災害ボランティアに対して、全国規模での活動を後押しするため、交通費などの負担軽減を図る財政支援を行うなど、参加しやすい仕組みづくりを推進する。さらに、複合災害時には、ボランティア活動の安全性を確保することが出来るよう、関係機関と協働し支援する。

⑧ 県民運動の一層の展開

昭和 62 年以来、県内各地域で繰り広げられてきた県民運動を通じて、県民やボランティア団体の自発的・自律的な意識が育まれてきたことを踏まえ、今後とも、平時はもとより有事の状況であっても、ボランティアセクターの充実に向け、連携・協働しながら、主体的な県民参加を促す県民運動を一層展開する。

3 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するにあたり配慮すべき重要事項

(1) 地域特性の配慮

兵庫県は広大な面積を有し、多彩な地勢、気候、風土をもつ。こうした地域特性を生かした県民ボランティア活動や個性豊かな活動を今後とも尊重していく。

(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮

他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく。

4 前 3 号に掲げるもののほか、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する重要事項

(1) 総合的な施策の推進

県民ボランティア活動は、各分野にまたがることから、地域協働推進本部のもと、全庁横断的体制で、その促進施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 時代の要請による対応（フォローアップ）

時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の県民ボランティア活動の実態を踏まえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていく。

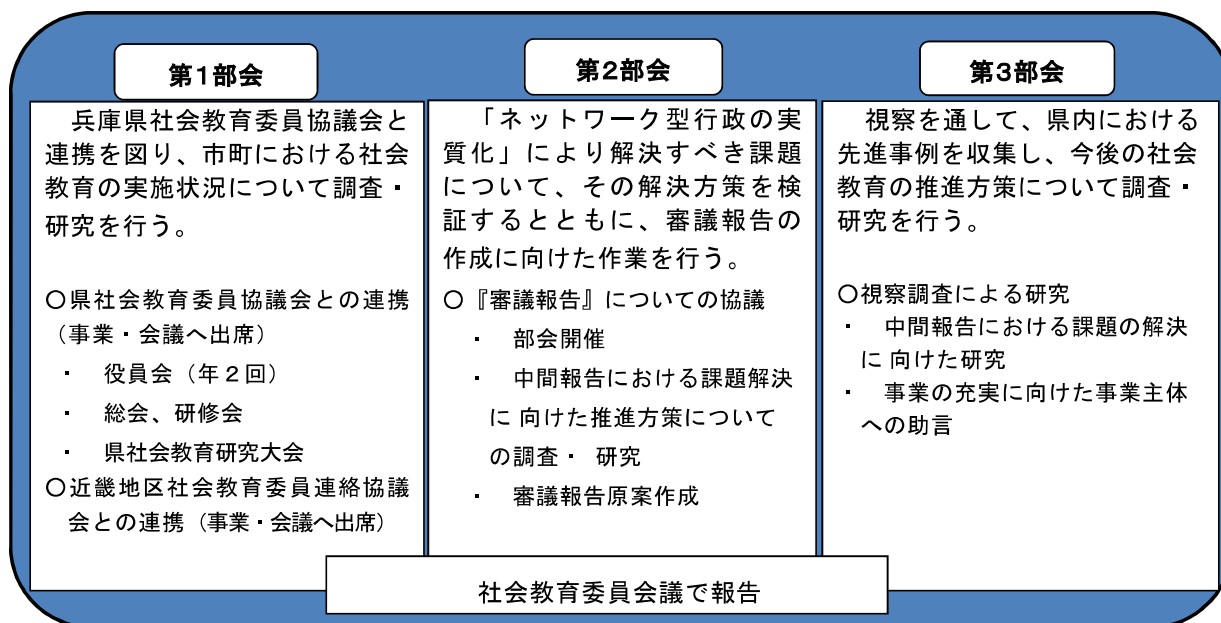
兵庫県社会教育委員会会議運営要綱

- 第1条 この要綱は、兵庫県社会教育委員（以下「委員」という。）で組織する会議の運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 この会議は、兵庫県社会教育委員会会議（以下「会議」という。）という。
- 第3条 会議には議長をおく。
- 第4条 議長は委員の互選による。
- 第5条 議長は会議を招集し、これを主宰する。
- 第6条 議長の任期は委員としての在任期間とする。
- 第7条 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 第8条 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第9条 会議には必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、社会教育に関する調査・研究を行い、必要に応じて会議に報告する。
- 3 専門部会に属する委員は議長が指名する。
- 第10条 会議及び専門部会に議案その他に関して必要があるときは、委員でない者の出席を求めることができる。
- 第11条 この会議の事務局は兵庫県教育委員会事務局社会教育課におく。
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は議長が定める。
- 附則 この会則は平成23年7月26日から実施する。

第37期兵庫県社会教育委員会議の専門部会の構成及び委員名簿

(委嘱(任命)期間 令和3年7月10日～令和5年7月9日)

○ 専門部会の構成



○ 委員名簿(任期途中に交代があった者を含む)

第1部会

(五十音順)

名前	所属等
上羽 慶市	神戸親和女子大学客員教授
萬浪 佳隆	兵庫県公民館連合会長

第2部会

名前	役職
今西 幸蔵	高野山大学特任教授
岩木 啓子	ライフデザイン研究所F L A P代表
尾崎 公子	兵庫県立大学教授
岸本 正子	兵庫県連合婦人会副会長
藤原 良光	県立生野高等学校長
朴木 佳緒留	神戸大学名誉教授
森 知子	聖和短期大学准教授

第3部会

名前	役職
縣 智佳子	神戸市立西舞子小学校長
井上 真二	(公財)神戸YMCA総主事
植垣 文夫	明石市立高丘中学校長
大村 明美	(一社)ガールスカウト兵庫県連盟 前連盟長
竹内 有希	兵庫県PTA協議会会長
森玉 康宏	神戸新聞社編集委員会幹事
山崎 清治	NPO法人生涯学習サポート兵庫理事長